平成31年度

事業計画書

屋久島町

【一般会計	1
総務	課 ・・・・・・・ 1
政 策 推 進	課 ・・・・・・ 4
観光まちづくり	課 ・・・・・・ 16
町 民	課 ・・・・・・ 26
福祉支援	課 ・・・・・・・ 28
健 康 長 寿	課 ・・・・・・・ 33
生 活 環 境	課 ・・・・・・・ 41
産 業 振 興	課 ・・・・・・・ 49
建 設	課 ・・・・・・ 55
地 域 住 民	課 ・・・・・・ 59
議会事務	局 ・・・・・・ 60
選挙管理委員会事務	5局・・・・・・・ 62
監查委員事務	局 ・・・・・・ 63
農業委員会事務	局 ・・・・・・ 66
教 育 振 興	課 ・・・・・・ 68
【特別会計]
簡易水道事	業 ・・・・・・ 80
国民健康保険事	
介護保険事	業 ・・・・・・ 88
診療所事	業 · · · · · · · · 89
農業集落排水事	業 ・・・・・・ 90
船 舶 事	業 · · · · · · · 91
電 気 事	業 · · · · · · · 92
後期高齢者医療事	三業 ・・・・・・・ 94

【総務課】

はじめに

本町の行政組織機構については、平成19年10月の合併時点では、「総合支所方式」でスタートし、その後、「分庁方式」に移行という改編を経て、何度かの小規模再編により、行政サービスの維持に努めてきたものの、合併後10年を経過し、様々な課題が生じてきたことから、新庁舎建設に向けて動き出し、完成に合わせ組織再編を実施するという方針であった。

今回、新庁舎完成を機に、多様化する行政サービスや社会経済状況の変化への対応、今後の職員数削減にも効果を発揮できる組織体制づくりを目指し、行政組織機構の改革を実施するものである。

また、これまでの3支所については、取扱う事務の内容から、「出張所」へ改編すること とし、町民サービスの低下を招かないよう努めていくこととする。

1 行政運営

役場庁舎建設の工事完了により、ゴールデンウィーク明けから新庁舎における業務を開始する。まずは、本庁舎及び各出張所の住民窓口をはじめ、各所管において町民やその他来庁者等への対応に支障を来さないよう円滑な移行作業を実施し、庁舎建設に合わせて調整を行ってきた行政組織機構の運用が開始されることにおいても、住民目線に立ちながら利便性の向上を対外的にアピールしていく。

本町のハード・ソフト両面の一大改革がなされた初年度に当たるため、新しい行政拠点に集結する職員全体で力を合わせ、いち早く業務を軌道に乗せるとともに、更なる町政の振興と飛躍を目指し、新たな段階の町づくりへ向けた取組を行っていく。

また、出張所となる建物の利活用について引き続き協議を進め、行政と各集落との役割分担や連携を強化するための機能充実を推進する。

政府が進める働き方改革においては、国家公務員の超過勤務の抑制に関する規定の整備がなされたため、これに準じて例規整備を適切に行っていく。また、来年度からの運用が開始される「会計年度任用職員制度」について、9月の町議会定例会に関係条例を上程できるよう、鋭意事務の調整を進める。更に、正規職員については、人事評価制度の運用により"任用、給与、分限その他の人事管理"の基礎として適正な人事管理を図るよう努めていく。

2 文書広報

読みやすく、わかりやすい紙面づくりを目指し、町報「やくしま」の内容充実のための 取材活動を積極的に行い、定期発行後は、随時、ホームページにも掲載を行っていく。 また、町ホームページについても、随時情報更新を行い新しい情報提供に努めていく。

3 電算管理

これまで、事業の実施方法と時期の検討を重ねてきた「超高速ブロードバンド整備」について、高度無線環境整備事業の補助メニューを活用し、民設民営負担金方式により、2か年計画で光ファイバー網の敷設整備を実施する。また、本事業により、町民はもとより観光客・インバンド対策等に活用可能な事業の検討を推進する。

また、個人情報の保護はもとより、セキュリティ強化と電子自治体構築に向け、機器の管理や情報ネットワークの安定稼働に努め、住民の情報資産の保護のため、より一層の情報漏洩強靭化対策に努めていく。

4 防災・減災事業

火災発生における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動、更には事故や災害における救出活動など、あらゆる災害・事故に対処するため、常備消防・非常備消防と地域住民が一体となった消防防災体制の充実を図る。

(1)消防活動

- ① 消防団員の消防に対する能力・技術のスキルアップを図るため、定期的に研修会を実施し、県消防学校教育研修課程へ積極的に派遣する。
- ② 少子高齢化や地域連帯意識の希薄化が進む中、消防組織の維持と将来を見据えた 充実強化を図る。
- ③ 消防団山岳捜索隊・水難救助隊の定期的な訓練を行い、更なるスキルアップを図る。

(2) 防災活動

近年、大規模地震の発生や、局地的な集中豪雨による土砂災害の発生など日本全国で自然災害による甚大な被害が発生し、本町においても、相次ぐ台風の襲来や集中豪雨により、町内各地で様々な被害が発生している。

また、口永良部島新岳は、平成30年10月21日に平成27年6月19日以来の噴火が発生した。その後も火砕流を伴う爆発的な噴火が発生するなど、火山活動が高まった状況にあり、現在も予断を許さない状況にある。

災害を未然に防止・軽減するには、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る」という高い意識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要であることから、これまで以上に自主防災組織の育成強化を図る。

あわせて、各自の防災意識高揚のため、各地域で積極的に防災訓練が実施されるよう 努め災害に強い町づくりを推進する。

(3)消防防災施設整備

- ① 消防資機材の整備として、非常備消防【楠川班】の消防ポンプ車1台、【小島班】 の消防普通積載車1台、【志戸子班】の小型消防ポンプ付軽積載車を更新し消防力の 強化を図る。
- ② 消防水利の整備として、平野地区に防火水槽1基を新設し、その他、既設の防火水槽や消火栓等についても点検及び設備の改修を進める。

また、各消防分団や集落からの要望により、消火栓の新設及び消防ホースの更新 等を実施し、消防設備の更なる充実を図る。

- ③ 消防拠点の整備として、老朽化が進んでいる安房分団春牧班の消防詰所を新築する。
- ④ 防災行政無線のデジタル化により、設備の充実が図られたが、災害時において情報伝達に支障が生じないよう、定期的な保守点検、関係職員の動作確認の徹底を行う。
- ⑤ 津波襲来時の避難対策として、一湊地区及び永田地区の避難道に手摺を整備する。

5 交通安全対策

屋久島警察署や関係機関と連携し、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践を 促進するなど、町民に広く交通安全思想の高揚を図り、交通事故を未然に防ぐため交通 安全対策として次の事業を行う。

- ① 各季に交通安全運動を実施するとともに、年間を通じて広報活動を行い、町民の 交通安全に対する意識高揚に努める。
- ② 警察署、交通安全協会、安全運転管理協議会等関係機関と連携し、各種実技指導等を開催し交通安全教育の指導を徹底する。
- ③ 飲酒運転の撲滅や若者の運転マナー、シートベルト着用の徹底強化に努める。
- ④ 高齢者の交通事故を抑止するため、鹿児島県が行う巡回交通安全教室等を利用し、 高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努める。
- ⑤ 関係機関と町内各地の道路診断や危険箇所の点検を行い、カーブミラーを設置するなど交通安全施設の充実を図る。
- ⑥ 交通事故に遭遇した際の補償のため、交通災害共済の加入促進を図る。
- ⑦ 町内小学校新入学児童の登下校時の交通安全を図るため、黄色帽子及び黄色ランドセルカバーを配布する。

6 空港管理及び気象観測業務

鹿児島県から受託する屋久島空港管理業務及び福岡管区気象台から受託する航空気 象観測業務を適正に行う。

【 政策推進課 】

屋久島町では、合併時の「新町まちづくり基本計画」を基に、平成22年3月に平成30年度までの「第一次屋久島町振興計画」を策定し、計画に基づき合併後の町政を運営してきた。

昨年度は、「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、 集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」を今後10年間の重点目標として設定し、まちづくり ミーティング等を開催して「第二次屋久島町振興計画」策定に向けて議論を重ねてきているところで ある。

政策推進課では、今年度も引き続き、住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりをとおして、計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を推進し、客観的な効果検証を実施する体制を構築していく。

また、「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は平成31年度までの5か年計画で策定されており、人口動向分析に基づく、「屋久島町人口ビジョン」の見直しを行う予定としている。

平成29年度から10年間の時限立法として、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(有人国境離島特措法)が施行され、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」が創設され、①離島住民向け航路・航空路運賃の低廉化②物資輸送コストの低廉化③滞在型観光促進④雇用機会の拡充に向けた設備投資や運転資金への支援事業に各課連携して取組んでいる。

今年度も、住民及び準住民として町外に居住している18歳以下の児童・生徒等(島民が扶養している者に限る)の費用負担の軽減を図る目的で航路及び航空路の料金低廉化に取組む。

また、沖縄・奄美群島からの新たな入込客と交流人口の増加を促進する取組みとして、平成30度から実施しているマルエーフェリー「フェリー波之上」の沖縄・奄美・鹿児島航路の屋久島宮之浦港への4日ごとの寄港を継続することで、世界自然遺産に登録される予定の奄美地域との連携を深め、世界自然遺産地域めぐりの観光など、減少傾向にある入込客数の増加を期待している。

なお、空路については、屋久島空港ジェット化早期事業化に向け、国・県・関係機関との連携を図りたい。

政策推進課において、本年度実施する各種事業は次のとおり。

- ○財産管理係で管理している町有地については、公共用地として活用されていない土地が数多く存在することから、今後活用する予定のない町有地については払下げに応じるほか、貸付けを実施開始後長期間経過している物件もあることから、これらの土地についても積極的に払下げを行い財産収入の確保に務めることとし、面積及び金額等の要件に照らし必要であれば「屋久島町公有財産取得処分等審査委員会」を開催し、内規に基づいて十分な審査を行い、適切な事務処理に努める。
- ○公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることから、早急に公共施設等の全体の状況を把握し長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を 軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

また、「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ個別施設毎の具体的な対応方針を定めることとする。

- ○町有地の処分、取得、交換等に伴い生じる権利の移動や事業課から依頼のあった嘱託登記事務については、2 名の登記専門員を配置し、対象物件の権利関係調査や測量作業を実施して迅速且つ適切な事務処理を図る。
- ○加速する人口減少・少子高齢化に対応する今後10年間の「第二次屋久島町振興計画」の策定と推進、平成31年度までの5か年計画で策定されている「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証と「屋久島町人口ビジョン」の見直しを行う。

- ○利用しやすい港湾・空港を目指し、各種勉強会を関係機関と行い、クルーズ船対応の港湾施設の整備と屋久島空港ジェット化の早期事業化に向け、県・国との連携を強化して取組む。
- ○統計調査は、農林業センサス、経済センサス基礎調査、国勢調査の調査区設定が実施予定である。 調査については、調査員と連携して適正かつ円滑な調査の実施を推進する。

以下、費目ごとの主な内容と予算額については、次のとおりです。

① 企画経費		
・長期振興計画審議会 (2回)	報酬・費用弁償	196 千円
・地方創生総合戦略・人口ビジョン策定業務	委託金	3,300 千円
• 屋久島空港利用促進協議会	負担金	580 千円
· 全国離島交流野球大会 (中学生対象: 長崎県対馬市)	負担金	2,000 千円
・航路・航空路運賃低廉化事業	負担金	52,086 千円
・奄美航路開設・運行事業	負担金	2,625 千円
②統計調査経費		
・農林業センサス経費	調査員報酬等	1,474千円
・経済センサス基礎調査		556 千円
・国勢調査調査区設定経費	調査員報酬等	158 千円

○財政運営について

平成31年度予算は、普通交付税の減額措置が5年目(合併算定替と一本算定差額の90%減額)となることからも、これまでに引き続き徹底した歳出削減と、町税の徴収強化をはじめとする自主財源の確保を課題として予算編成に取り組んだ。

結果、昨年度まで計上されていた本庁舎整備事業や金岳小学校改築事業などの事業は修了したものの、新たに光ファイバーケーブルの敷設事業や大規模な災害復旧費の予算計上もあり、一般会計当初予算総額は10,274,000千円と、前年度から244,000千円の増額(対前年度比2.4%増)となった。また、普通交付税の減額5年目の影響や社会福祉に係る扶助費の増などにより、財政調整基金を331,471千円(同183,252千円増)繰入れての編成となった。

歳出の主な増減要因を性質別にみる。普通建設事業費の減(▲280,461 千円:対前年度比▲16.6%)については、光ファイバーケーブルの敷設事業は多額であるものの、本庁舎整備事業費の減や、金岳小学校改築事業の本体工事費の減により前年度と比べ大幅に減額となった。災害復旧費の増(+261,864 千円:同+2983.9%)については、平成30年9月に被災した永田港の復旧費をはじめ、災害時対応の迅速化のための予算を計上したことによる。物件費の増(+138,387 千円:同+8.7%)については、新庁舎に係る光熱水費等の増(+6,680 千円)や小学校教科書改定に伴う教師用指導書の増(+15,500 千円)、中学校の楽器購入費の増(12,000千円皆増)のほか、委託料の増(+45,258 千円)等の影響が大きい。

次に目的別にみると、こちらも災害復旧費の増(+2983.9%)が大きく影響している。また、教育費の減(▲244,368 千円:対前年度比▲21.5%)は金岳小校舎改築事業における本体工事費が減になったことが大きく、民生費の増(+88,455 千円:対前年度比 3.7%)については、社会福祉に係る扶助費や繰出金の増などが影響している。総務費については増減率(+3.0%)こそ大きくないものの、本庁舎建設費が減となった代わりに光ファイバーケーブル敷設の負担金(515,000 千円)が計上されており、大型事業が継続する形となっている。

一方、歳入では、町債の減が 215,300 千円 (対前年度比▲14.8%)、これは光ファイバーケーブル敷設に伴う過疎対策事業債の増 (+262,400 千円) はあるものの、本庁舎建設事業の影響による合併推進債の減 (▲218,400 千円)、金岳小学校改築事業に係る学校教育施設等整備事業債の減 (▲256,500 千円) 等による。国庫支出金の増 210,808 千円 (同+19.7%)、永田港災害復旧に係る災害復旧費負担金の皆増、社会福祉費の増に伴う増などによる。繰入金の増 214,290 千円 (同+57.3%)、本庁舎建設事業、金岳小学校改築事業の終了により公共施設整備基金繰入金が減、だいすき基金繰入金の増等もあるが、財源不足に伴う財政調整基金繰入金の増による影響が大きい。このほか、寄附金の減 22,000 千円 (同△13.8%)等

が要因として挙げられる。

自主財源比率は前年度より 7.7 ポイント増の 23.7%となったが、大規模事業に係る町債が大幅減となったことや、繰入金の増が要因となっている。

特別会計については、一般会計からの繰出金は前年度と比較し 21,003 千円増となった。主な会計の特徴を挙げる。

簡易水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計については、平成 32 年度からの地方公営企業法適用 に向けた取り組みを進める中、使用料の値上げや更なる事業効率化を図り、歳出見直しをするなど、健全 な事業経営が求められる。

国民健康保険事業については、平成30年度からの制度変更により鹿児島県と一体となった運営体系になっており、今後も保険税収と医療給付のバランスを注視し、適切な税率改正など安定運営のための取組が求められる。

介護保険事業は、第7期介護保険事業計画の2年目となる。保険給付が右肩上がりで増加しており、介護予防への取組強化が求められる。

診療所事業は、運営のもととなる診療収入の増加が見込めないことからも厳しい予算見積となり、一般会計からの繰入金を可能な限り抑制したものとなっているが、結果としては前年度を上回る繰入額となった。

船舶事業は、航路改善計画に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、2か年計画によるフェリー 太陽代替船建造が実施される。H30年度に受注業者が決定しなかったために1年間スライドしたが、建造 にかかる財源は国・県補助、町債に加えて基金を活用することとしている。また、簡易水道事業、農業集 落排水事業と同様、平成32年度からの地方公営企業法適用に向けた取り組みを進めている。

最後に、平成31年度は、本庁舎移行後の組織機構改革を踏まえた財政の効率化並びに、平成32年度の普通交付税一本算定時の財政規模を見据えた歳出削減策を講じるなど、中長期的な視野を持った行財政改革に取り組んでいく。また、公共施設適正管理のため、策定済みの公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画の策定を進めるとともに、町の資産・負債などの保有状況を額面で表す地方公会計整備については、統一的な基準による固定資産台帳整備、財務諸表の早期作成を目指し、財政負担の軽減・平準化を目指して活用に努めてまいりたい。

平成31年度当初予算案

								(単位:十	1/ /0/
会		計		名	H31年度	構成比	H30年度	増減額	増減率
_	般	į	会	計	10, 274, 000	62. 8	10, 030, 000	244, 000	2.4
簡	易水	道	事	業	794, 819	4. 9	917, 794	△ 122, 975	△ 13.4
国 民	健身	天 保	険 事	業	1, 906, 431	11. 7	1, 656, 224	250, 207	15. 1
介言	僕 保	険	事	業	1, 431, 110	8.8	1, 409, 467	21, 643	1.5
診	療	所	事	業	177, 175	1. 1	169, 511	7, 664	4.5
農業	集 落	茅	水事	業	39, 813	0. 2	41, 956	△ 2, 143	△ 5.1
船	舶	-	事	業	764, 600	4. 7	743, 000	21, 600	2.9
電気	収益	É 的	収	支	679, 042	4. 2	673, 220	5, 822	0.9
電気事業	資 本	文 的	収	支	118, 400	0. 7	72, 300	46, 100	63.8
後期	高 齢	者 医	療事	羊業	162, 882	1.0	156, 485	6, 397	4. 1
		子 計			16, 348, 272	100. 0	15, 869, 957	478, 315	3.0

平成31年度一般会計当初予算案(歳入)

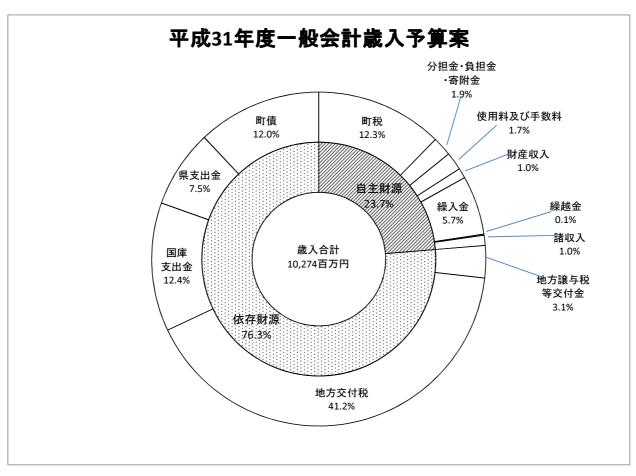
	区分	H31年度	構成比	H30年度	増減額	増減率
自	主財	京 2,434,800	23. 7	2, 260, 629	174, 171	7. 7
	町	兑 1, 262, 769	12. 3	1, 278, 119	△ 15, 350	△ 1.2
	分担金及び負担。	È 55, 000	0. 5	49, 567	5, 433	11.0
	使用料及び手数:	타 179, 485	1. 7	181, 403	△ 1,918	△ 1.1
	財 産 収	100, 105	1.0	101, 509	△ 1,404	△ 1.4
	寄 附	全 138,000	1.3	160, 000	△ 22,000	△ 13.8
	繰 入	全 588, 065	5. 7	373, 775	214, 290	57. 3
	繰越	全 10,000	0.1	10, 000	0	0.0
	諸 収	101, 376	1.0	106, 256	△ 4,880	△ 4.6
依	存財	页 7,839,200	76. 3	7, 769, 371	69, 829	0.9
	地 方 譲 与 🥫	兑 85,096	0.8	74, 042	11, 054	14. 9
	利 子 割 交 付 :	È 1,434	0.0	691	743	107. 5
	配当割交付:	全 1,599	0.0	2, 192	△ 593	△ 27.1
	株式等譲渡所得割交付。	È 1, 559	0.0	1, 121	438	39. 1
	地方消費税交付金	È 218, 380	2. 1	214, 995	3, 385	1.6
	自動車取得税交付。	全 9, 169	0. 1	6, 686	2, 483	37. 1
	地方特例交付。	È 1,950	0.0	1, 639	311	19.0
	地 方 交 付 🧦	兑 4, 230, 000	41. 2	4, 190, 000	40, 000	1.0
	交通安全対策特別交付。	主 1,700	0.0	1, 675	25	1.5
	国 庫 支 出 :	È 1, 279, 029	12. 4	1, 068, 221	210, 808	19. 7
	県 支 出	È 774, 284	7. 5	757, 809	16, 475	2. 2
	町	責 1,235,000	12. 0	1, 450, 300	△ 215, 300	△ 14.8
	歳 入 合 計	10, 274, 000	100.0	10, 030, 000	244, 000	2.4

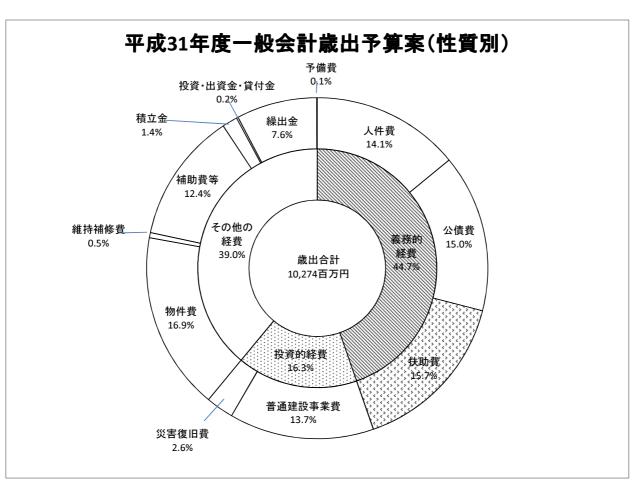
平成31年度一般会計当初予算案(歳出:目的別)

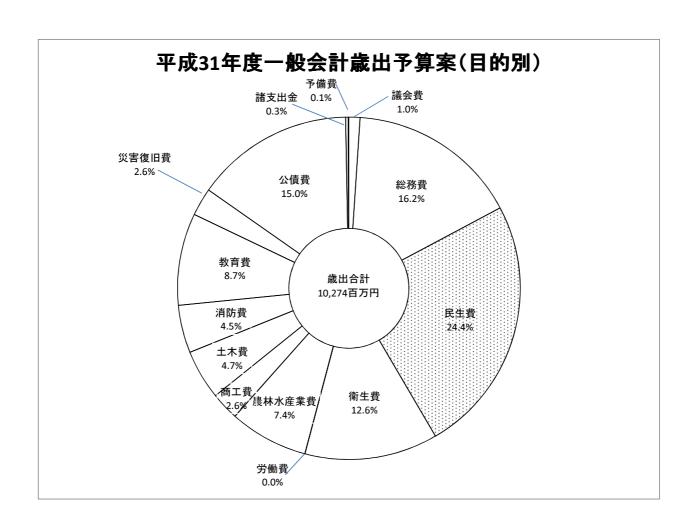
						(里址:	「門 、 %)
区	分	ì	H31年度	構成比	H30年度	増減額	増減率
会		費	107, 731	1. 0	106, 599	1, 132	1. 1
務		費	1, 660, 283	16. 2	1, 611, 895	48, 388	3.0
生		費	2, 502, 708	24. 4	2, 414, 253	88, 455	3. 7
生		費	1, 290, 800	12. 6	1, 222, 350	68, 450	5. 6
働		費	35	0.0	17	18	105. 9
林水	産業	費	764, 639	7. 4	822, 187	△ 57, 548	△ 7.0
工		費	270, 780	2. 6	287, 096	△ 16, 316	△ 5.7
木		費	482, 172	4. 7	382, 438	99, 734	26. 1
防		費	463, 590	4. 5	436, 121	27, 469	6. 3
育		費	892, 286	8. 7	1, 136, 654	△ 244, 368	△ 21.5
害復	旧	費	270, 640	2. 6	8, 776	261, 864	2, 983. 9
債		費	1, 536, 313	15. 0	1, 586, 263	△ 49, 950	△ 3.1
支	出	金	25, 920	0. 3	9, 404	16, 516	175. 6
備		費	6, 103	0. 1	5, 947	156	2.6
出	合	計	10, 274, 000	100.0	10, 030, 000	244, 000	2.4
	会務 生生働 水 工木防育復賃	会務 生生働 水 工 木 防 育 復 債 当 (本) (本) <	会務 費費費費費費費費費費費費費費費 本 工 本 方 財費費費費費費費費費 費費費費費	会 費 107,731 務 費 1,660,283 生 費 2,502,708 生 費 1,290,800 休 水 産 業 費 764,639 工 費 270,780 482,172 防 費 463,590 463,590 青 費 270,640 債 費 1,536,313 支 出 金 25,920 備 費 6,103	会費 107,731 1.0 務費 1,660,283 16.2 生費 2,502,708 24.4 生費 1,290,800 12.6 働費 35 0.0 林水産業費 764,639 7.4 エ 費 270,780 2.6 木費 482,172 4.7 防費 463,590 4.5 育費 892,286 8.7 害復旧費 270,640 2.6 支出金 25,920 0.3 備費 6,103 0.1	会费 費 107,731 1.0 106,599 務費 1,660,283 16.2 1,611,895 生费 2,502,708 24.4 2,414,253 生费 1,290,800 12.6 1,222,350 働费 35 0.0 17 林水產業費 764,639 7.4 822,187 工费 270,780 2.6 287,096 水費 482,172 4.7 382,438 防费 463,590 4.5 436,121 育費 892,286 8.7 1,136,654 害復日費 270,640 2.6 8,776 債費 1,536,313 15.0 1,586,263 支出金 25,920 0.3 9,404 備費 6,103 0.1 5,947	回り、

平成31年度一般会計当初予算案(歳出:性質別)

Þ	,				分	U91年度	構成比	U20年度	増減額	円、%)
<u> </u>	7				71	H31年度	1再八八	H30年度	垣侧領	増減率
義	矜	芳 的	J	経	費	4, 588, 887	44. 7	4, 521, 672	67, 215	1.5
	人		件		費	1, 444, 209	14. 1	1, 349, 954	94, 255	7. 0
	公		債		費	1, 536, 313	15. 0	1, 586, 263	△ 49, 950	△ 3.1
	扶		助		費	1, 608, 365	15. 7	1, 585, 455	22, 910	1. 4
投	資	 的	J	経	費	1, 678, 664	16. 3	1, 697, 261	△ 18, 597	△ 1.1
	普	通 建	設	事	業費	1, 408, 024	13. 7	1, 688, 485	△ 280, 461	△ 16.6
	災	害	復	IE	費	270, 640	2. 6	8, 776	261, 864	2, 983. 9
そ	Ø	他	Ø	剎	圣 費	4, 006, 449	39. 0	3, 811, 067	195, 382	5. 1
	物		件		費	1, 732, 372	16. 9	1, 593, 985	138, 387	8. 7
	維	持	補	倬	逐 費	49, 792	0.5	44, 519	5, 273	11.8
	補	助		費	等	1, 270, 536	12. 4	1, 223, 114	47, 422	3. 9
	積		立		金	147, 922	1.4	160, 681	△ 12, 759	△ 7.9
	投	資 及	び	出	資 金	0	0.0	100	△ 100	△ 100.0
	貸		付		金	16, 252	0. 2	20, 252	△ 4,000	△ 19.8
	繰		出		金	783, 472	7. 6	762, 469	21, 003	2.8
	予		備		費	6, 103	0. 1	5, 947	156	2. 6
歳		出	É	ì	計	10, 274, 000	100.0	10, 030, 000	244, 000	2. 4







平成31年度予算における入湯税の充当状況

(歳入)

入湯税 9,309 千円

(歳出)

環境衛生施設、消防施設、観光施設、観光振興に要する経費 188,891 千円

(単位:千円)

					財源内訳	(里	位:千円) 【
	事業名	経費		特定財源	7,11/1/1 11/7	一般	財源
	争未石	产	国・県 支出金	町債	その他	入湯税	その他
環	バイオトイレ修繕事業	2, 300			2, 300		
境衛	簡易水道事業特別会計繰出金(建設費繰出)	15, 090				1, 533	13, 557
生	屋久島クリーンサポートセンター設備等修繕	18, 360				1, 865	16, 495
施設	屋久島クリーンセンター設備等修繕	56, 500			20,000	3, 709	32, 791
政の							
整							
備	小 計	92, 250			22, 300	7, 107	62, 843
消	消防車両購入事業	31, 900		31, 700		20	180
防	消防ホース購入事業	2, 047				208	1,839
施	消防施設・水利修繕	800				81	719
設の	消火栓設置事業	1, 750				178	1, 572
整	消防詰所新築事業(春牧)	21, 300		21, 300			
備	防火水槽設置事業	8,000		8, 000		405	4 040
_	小 計	65, 797		61,000		487	4, 310
観	一湊海水浴場整備事業	5,000	2,500			254	2, 246
光	各観光施設修繕	1, 300				132	1, 168
施設	屋久杉自然館設備等修繕	3, 300			F 000	335	2, 965
\mathcal{O}	高塚小屋付帯トイレ補修工事	5, 000			5, 000		
整							
備	小計	14, 600	2, 500		5, 000	721	6, 379
	インバウンド事業	4, 994	2,000		472	459	4, 063
	観光パンフレット作成(増刷)	1, 620			112	165 165	1, 455
	大型クルーズ船歓迎事業	400				41	359
観光	サイクリング屋久島負担金	500				51	449
振	屋久島町里めぐり推進協議会負担金	500				51	449
興	里の説明看板設置事業負担金	450				46	404
経費	観光緊急対策事業	1, 280				130	1, 150
具	観光誘致促進補助金	500				51	449
	訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金	6,000			6,000		
	小 計	16, 244			6, 472	994	8,778
	合 計	188, 891	2, 500	61, 000	33, 772	9, 309	82, 310

平成31年度予算における社会保障財源交付金(引上げ分の地方消費税交付金)の充当状況

(歳入)

社会保障財源交付金 (引上げ分地方消費税交付金)

98,380 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 (※事務費、職員人件費は除く)

2,159,070 千円

(単位:千円)

						財源内訳	(里	位:千円)
		事業名	経費		特定財源	一般財源		
		尹未行	胜其	国・県 支出金	町債	その他	社会保障財源 交 付 金	その他
	障	害者福祉事業	396, 736	文山並 292, 075			9, 933	94, 728
		特別障害児手当給付費	1, 231	923		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	29	279
		障害児支援費	9, 442	7, 081			224	2, 137
		移動支援事業	1, 680	1, 260		•••••	40	380
		障害者等相談支援事業	7, 300	1, 200		•••••	693	6, 607
		身体障害者日常生活用具給付金	2, 500	1,875		•••••	59	566
		隨害者支援費	366, 850	275, 137			8, 704	83, 009
		身体障害者措置費	4, 500	3, 375			107	1, 018
		特別障害者手当等給付費	3, 233	2, 424			77	732
	高	齢者福祉事業	1, 080	_,			102	978
		介護人手当	360			•	34	326
		高齢者保護措置費	720			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	68	652
	児	童福祉事業	799, 546	355, 954	16, 000	31, 111		358, 852
社		児童手当	208, 510			••••••	19, 789	188, 721
		児童扶養手当	81,000	27, 000			5, 125	48, 875
会		児童入所施設措置費	10, 800	8, 100			256	2, 444
福		子どものための教育・保育給付(保育所園運営費)	466, 083	309, 796		31, 111	11,880	113, 296
		特別保育事業	10, 598	7, 065			335	3, 198
祉		放課後児童健全育成事業	5, 990	3, 993			190	1,807
		準要保護児童生徒援助費助成金	16, 565		16, 000		54	511
	母	子福祉事業	14, 499	1, 250			1, 257	11, 992
		母子家庭高等技能訓練促進費給付金	1, 200	900			28	272
		妊婦・乳幼児健診	10, 286				976	9,310
		母子集団検診	693				66	627
		乳幼児歯科健診	585				56	529
		新生児聴覚検査	255				24	231
		妊婦健診補助金	750				71	679
		不妊治療旅費補助金	700	350			33	317
		新生児聴覚検査費補助金	30				3	27
	生	活保護扶助事業 	330, 000	247, 050		•••••	7, 873	75, 077
	L	生活保護扶助費	330, 000	247, 050			7, 873	75, 077
		小計	1, 541, 861	896, 329	16, 000	31, 111		541, 627
	国	民健康保険事業	156, 795	87, 459		•••••	6, 580	62, 756
		国民健康保険事業特別会計繰出金(保険基盤安定:保険料軽減分)	77, 609	58, 206		•	1,841	17, 562
		" (保険基盤安定:保険者支援分)	39, 005	29, 253		•	926	8, 826
社		" (出産育児一時金分)	8, 400			•	797	7,603
会	_	" (財政安定化支援分)	31, 781				3, 016	28, 765
X	介	護保険事業 	189, 911	15, 330			16, 569	158, 012
保		介護保険事業特別会計繰出金(介護給付分)	159, 632				15, 150	144, 482
17公		" (保険料軽減分)	20, 440	15, 330		••••••	485	4,625
険	180	# (地域支援事業分) # 古 炒 老 匠 疫 車 光	9, 839				934	8, 905
		期高齢者医療事業	58, 669			•••••	5, 568	53, 101
	_	後期高齢者医療事業特別会計繰出金(保険基盤安定分)	58, 669				5, 568	53, 101
		小 計	405, 375	102, 789			28, 717	273, 869

	医療施策事業	103, 282	48, 064	1, 500	18,000	3, 389	32, 329
	ひとり親医療費助成金	6,000	3,000			285	2,715
	更生医療給付費	23, 741	17, 805			563	5, 373
	療養介護医療給付費	6,000	4,500			142	1, 358
	育成医療給付費	213	159			5	49
	重度身体障害者医療費助成金	39, 600	19, 800			1, 879	17, 921
	臟器機能障害者旅費助成金	2, 028		1, 500		50	478
保	乳幼児医療費助成金	25, 300	2,800		18, 000	427	4,073
h-h.	準要保護児童生徒医療費助成金	400				38	362
健	感染症その他の疾病予防対策事業	26, 160				2, 484	23, 676
衛	結核健診	1, 458				140	1,318
	各種予防接種	24, 702				2, 344	22, 358
生	健康増進事業	26, 587	691		7, 992	1, 699	16, 205
	各種検診	25, 118	691		7, 992	1, 560	14, 875
	児童耳鼻咽喉科検診	732				69	663
	児童各種検診	403				38	365
	生徒各種検診	334				32	302
	診療所事業	55, 805				5, 296	50, 509
	診療所事業特別会計繰出金(施設維持管理経費を除く)	55, 805				5, 296	50, 509
	小計	211, 834	48, 755	1, 500	25, 992	12, 868	122, 719
	合 計	2, 159, 070	1, 047, 873	17, 500	57, 103	98, 380	938, 214

【 観光まちづくり課 】

観光まちづくり課は、屋久島憲章、振興計画基本構想、観光基本計画に基づき、自然資源の保護と地域振興が調和する屋久島らしい地域づくりを推進するため、個人・関係機関・地域団体と連携し次の各施策に取り組む。

1 地域活性化対策経費

これまで新たな財源の確保を図る仕組みづくりとして、ふるさと納税におけるオンライン決済システムの構築と地元産品による返礼品制度を導入し、寄付額の増額に取組む。寄付金は、屋久島町だいすき基金使途検討委員会において各課から要望のあった事業に対して活用する。

地域おこし協力隊を今年度も新たに採用する予定であり、口永良部島に1名を配置し、 これまで島になかったお土産品の開発、屋久島へは2名配置し、遊休農地の解消と遊休農 地を活用した農産品の創出、旧小瀬田中学校を活用した水耕栽培事業化に向け取り組む。

各課の施策と地域が連携した地域活性化事業として、各集落の主体的な村づくり策と位置づけた「屋久島町集落の未来創生事業」が最終年度であり、各集落が実施する集落振興事業、集落創生事業を助成し、特色ある地域形成を行えるよう支援する。

集落の人口減少対策としては、暮らし体験住宅4棟の入居者と集落との交流や体験住宅 利用者による移住体験「しま暮らし」により屋久島の魅力発信と定住を促す。

地域間交流としては、青森県青森市、大分県日田市及び熊本県菊陽町との友好盟約に基づいた交流を深めます。また、新庁舎の完成を記念して、青森市からねぶた運行の提案をいただいており、ねぶた招致事業実行委員会を立ち上げて取組む。

地域おこし協力隊員導入費	報酬・その他	14, 158 千円
暮らし体験住宅経費	報償・需用費等	1,075 千円
ふるさと納税関係経費	役務費他	43,084 千円
すぎなみフェスタ・日田天領まつり経費	旅費	529 千円
一般コミュニティ助成事業(2集落 永久保・安房)	助成金	5,000 千円
未来創生審議会の開催(3回)	報酬・費用弁償	216 千円
集落の未来創生事業	助成金	14,100 千円
中学生交換ホームステイ委員会	補助金	800 千円
日田市青少年交流事業	補助金	500 千円
ねぶた招致事業	補助金	2,000 千円
特定離島ふるさとおこし推進事業事務	旅費	77 千円

2 環境対策費

(1) 屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの取り組み

屋久島・口永良部島ユネスコエコパークは、平成28年3月19日にその名称とゾーニ

ングなどの拡張登録が認められ、平成30年度より管理運営計画の策定を始めている。

【歳出】

日本ユネスコエコパークネットワーク各会合旅費249 千円屋久島口永良部島 BR 地域推進協議会(委員謝金・費用弁償)175 千円日本ユネスコエコパークネットワーク負担金100 千円

(2) エコツーリズム推進の取り組み

屋久島特有の自然や文化の保全と活用を地域振興につなげるエコツーリズムを推進するために、屋久島町エコツーリズム推進協議会の事務局として、エコツーリズムの推進に取り組む。

【歳出】

屋久島公認ガイド公認証(記章・身分証)製作費	300 千円
屋久島町エコツーリズム推進協議会負担金	85 千円
屋久島町エコツーリズム推進全体構想策定部会	792 千円
普通旅費	80 千円

(3)世界自然遺産地域ネットワーク協議会の運営

世界自然遺産登録 20 周年を機に「屋久島からのメッセージ」として発信した、知床、 白神山地、小笠原を構成する 8 町村が連携する組織である世界自然遺産地域ネットワーク協議会が、平成 28 年 6 月に発足し、町長が会長、本課が事務局を担い、自然遺産 地域の価値の創造に取り組む。そのために、本年度は、知床地区(羅臼町)にて本協議会を開催する。

【歳出】

普通旅費 180 千円

(4) 屋久島総合自然公園管理事業

ヤクシマシャクナゲをはじめとした屋久島の固有・希少植物の保護増殖を目的とした野生植物園の運営とイベント及び地域の憩いの場として活用される公園の管理を行います。

【歳入】

屋久島総合自然公園使用料	137 千円
苗木販売収入	396 千円

【歳出】

雇用保険料 40 千円

社会保険料	2,051 千円
労働災害保険料	89 千円
育苗及び管理賃金 2名	4,752 千円
野生植物園受付賃金	2,088 千円
電気代	504 千円
水道代	36 千円
修繕費	200 千円
野外ステージ浄化槽管理委託料	160 千円
電気主任業務委託料	158 千円
送電線維持管理業務委託料	110 千円
公園入口及び駐車場敷地借地料	492 千円
育苗用原材料費	300 千円

(5) ゆのこのゆ管理事業

特殊公衆浴場として運営しているゆのこのゆは、衛生管理を徹底し、町民に親しまれるよう利用促進に取り組む。

【歳入】

屋久島総合自然公園温泉使用料

702 千円

【歳出】

温泉施設受付員業務賃金2,033 千円給湯ボイラー燃料費594 千円

(6) 国立公園関係事務

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき、国立公園内における各種行為の許可申請に係る進達業務を行う。

また、国立公園の健全な利用と価値を町民に普及するために、環境省、屋久島環境 文化財団と連携して自然に親しむ集いを開催する。

【歳入】

権限委譲交付金	251 千円
自然に親しむ集い参加料	1 千円

【歳出】

連転手賃金	7千円
講師謝金	10 千円
参加者保険料	3 千円

(7) 低炭素地域社会づくりの取り組み

屋久島の電力供給が CO2 排出の少ない水力発電で賄われている地域特性を活かし、

化石燃料になるべく頼らない地球温暖化対策のモデル的な取り組みを鹿児島県(地球温暖化対策課)と協働して推進する。

また、平成30年度に策定した屋久島町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の温室効果ガス総排出量を2030年度までに40%削減を目指し取り組む。

(8) 屋久島世界遺産地域連絡会議への参加

屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する 関係行政機関と連携を図り、遺産地域の利用面に係る保全策等について、地域意見を 反映するよう科学委員会及び幹事会、平成29年に設置された屋久島世界遺産・国立公 園における山岳部利用のあり方検討会に参加する。

【歳出】

普通旅費 104 千円

(9) ウミガメ保護監視業務

絶滅のおそれのあるウミガメを保護するため、鹿児島県ウミガメ保護条例による保護監視業務を行うとともに、権限委譲されたウミガメの捕獲行為等の許認可事務を行う。

また、ラムサール条約に基づき登録された永田浜の保全と活用に向け、永田ウミガメ保全協議会に参加する。

また、近年、ウミガメ観察者が増加している栗生浜における観察ルールの周知を図る。

【保護監視業務員配置海岸】

永田(前浜・いなか浜)、一湊(一ツ浜・二ツ浜)、栗生(栗生浜・サゴシ浜)、中間(中間浜)

【歳入】

ウミガメ保護監視員設置事業補助金569 千円権限委譲交付金43 千円

【歳出】

普通旅費146 千円消耗品費 (タグ・乾電池等)35 千円ウミガメ保護監視員業務委託料1,140 千円ラムサール条約登録市町村会議負担金20 千円

(10) 屋久島町青少年研修センター管理事業

青少年及び教育団体等の健全育成として、東京環境工科専門学校をはじめ、屋久島 に関する調査を行う団体等に貸し出しするために必要な維持管理を行う。

【歳入】	
屋久島青少年研修センター使用料	13 千円
【歳出】	
運転手賃金 (東京環境工科専門学校の送迎)	20 千円
電気代	84 千円
水道代	34 千円
プロパンガス代	28 千円
灯油代	15 千円
汲み取り代	26 千円
白布等クリーニング手数料	10 千円

(11) 屋久島学ソサエティの活動支援

町民と研究者が屋久島学を通じて連携し、地域の課題解決と地域づくりに向けた付加価値化につなげる屋久島学ソサエティの運営を支援する。

3 山岳部保全対策費

世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業の実施

屋久島山岳部利用対策協議会と屋久島山岳部車両運行対策協議会が統合し発足した 屋久島山岳部保全利用協議会の事務局として、世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金 事業を運営して山岳部の保全と利用に係る施策を協議する。

なお、町事務局では山岳部保全協力金の収受管理、し尿搬出業務の執行、バイオトイレ・淀川登山口トイレ・携帯トイレブースの管理など施設の維持管理を行い、現地事務局では職員管理を主に行う。

【歳入】	
世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金	58,000 千円
世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金繰入金	59,000 千円
だいすき基金繰入金	2,300 千円
【歳出】	
高額寄附者記念品代	36 千円
消耗品費(協力者証作成等)	6,549 千円
電気代(バイオトイレ他施設)	108 千円
修繕費(歩道等応急措置)	3,800 千円
印刷製本費(荒川登山バスチケット等増刷)	900 千円
入山協力金レンタルサーバー	9 千円
し尿運搬手数料	15,700 千円
使用済み携帯トイレ回収費	560 千円
淀川登山口トイレ汲み取り料	200 千円
荒川登山口トイレ汲み取り料	902 千円

現地事務局前トイレ汲み取り料440 千円山岳部トイレ清掃業務委託1,969 千円バイオトイレ維持管理料750 千円屋久島山岳部保全利用協議会運営負担金29,377 千円世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金積立金58,000 千円

4 観光費

平成27年度に策定した屋久島町観光基本計画では、エコツーリズムによる世界自然遺産「屋久島」の価値創造と観光立町を基本理念に、数値目標として平成32年度入り込み客数を350,000人に設定しており、平成29年度は295,972人と前年度比110.7%と6年ぶりに前年度を上回ったが、平成30年度は4月~12月までで228,658人と前年度比95.4%となり、27年度・28年度の同時期を上回っているものの、種子島への入り込みは昨年度と同水準であることから、航空路の料金やダイヤなどの影響ではなく、観光地としての魅力の低下が懸念されている。

このような中、屋久島町観光基本計画に掲げる平成32年度35万人の入込客数の目標を 達成するため、次の基本方針に基づいた施策を展開するため、屋久島町観光推進会議を発 足し施策の具現化と推進体制の強化に取り組む。

- ■エコツーリズムの島「屋久島」から世界に誇れるワンランク上の観光まちづくり
- ■地域資源(ヒト・モノ・カネ)の融合による循環する仕組みづくり
- ■満足度向上につながる受入基盤・環境の整備と情報発信
- ■「島いとこ」の精神によるおもてなし
- ■協働による広域的・横断的ネットワーク体制づくり
- ■自然の鼓動を体感する火の島「口永良部島」の活用

(1) 滞在型観光促進事業に関する事項

平成29年度から開始した特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の滞在型観光促進事業は、「もう一泊」したいと思わせる効果のある地域性、独自性のある着地型観光商品の開発と販売に取り組む。今年度は宿泊と体験がセットとなった商品及び閑散期の航空路の搭乗率を向上する商品の販売促進を行う予定である。

【歳入】

地域社会維持推進交付金(県補助)

19,500 千円 (国 50%、県 15%)

【歳出】

滞在型観光促進業務委託

30,000 千円

(2) 観光事業者団体等への支援に関する事項

公益社団法人屋久島観光協会は、平成31年3月に解散し、同年4月から任意団体の屋 久島観光協会として設立される。新組織となっても屋久島観光の窓口となる屋久島観光 協会と連携し、効率的かつ効果的な業務が遂行できるよう支援を行う。また、誘客に繋 がる各種団体の活動に対し、支援と適切な助言を行う。

【歳出】

屋久島観光協会補助金	12,000 千円
サイクリング屋久島負担金	500 千円
里めぐり推進協議会負担金	500 千円
観光緊急対策事業補助金	1,280 千円
観光誘致促進補助金	500 千円
まちを彩る花づくり事業補助	600 千円

(3) 他地域と連携した観光振興

平成28年度から開始した福岡市と直行航路・航空路のある離島で組織する福岡市・九州離島広域連携協議会において、引き続き直行便の認知度向上と交流人口の増加に向け、誘客を図る旅行商品の造成、インバウンド対策等を実施する。

また、町単独でも訪日外国人旅行者の入込増加を目指し、台湾市場をターゲットとして現地旅行会社や個人旅行者へ訴求するため、台北国際旅行博に参加し、現地において 屋久島の認知度向上に努めると共に積極的な誘客活動を行い、台湾人旅行者の入込増加 を図る。

県内の主要観光都市との連携については、指宿市(指宿・屋久島広域観光推進協議会) 鹿児島市・奄美市(黒潮連携)との連携した誘客事業、マルエーフェリーの航路による 奄美・熊毛の連携に加え、観光かごしま大キャンペーン事業の重点戦略事業として、種 子屋久観光連絡協議会が中心となり、屋久島・種子島が連携した旅行商品の販売促進に 取り組む。

【歳入】

地方創生推進交付金(国庫補助) 5,00) 十円	(国 50%)
----------------------	------	---------

【歳出】

福岡市・九州離島広域連携協議会負担金 10,050 千円 観光かごしま大キャンペーン協議会負担金 816 千円 台北国際旅行博関係費用 762 千円

(4) インバウンド対策事業の実施

国の施策により年々増加基調にある外国人観光客に対してきめ細やかな対応ができるよう英語版総合パンフレットの作製(修正・最新版)などに取り組む。また、誘客に繋がる各種団体の活動や外国人旅行者の受け入れのための環境整備に対する支援と適切な助言を行う。

【歳出】

インバウンド対応職員雇用関係経費 4,034 千円 訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金 6,000 千円 (だいすき基金充当)

(5) 大型クルーズ船の受け入れ対応

宮之浦港火之上山埠頭には、国内外のクルーズ船が寄港し、5万トン以下の国内船、外国船籍の探検船の寄港は県内では最も多い状況である。離島ならではの観光形態として観光協定を結んでいる屋久島高校情報ビジネス科のほか郷土芸能の活動に取り組んでいる団体の協力を得ながら対応する。

【歳出】

報償費

400 千円

5 観光施設整備費

(1) 観光施設の維持管理に関する事項

町内の観光施設は、広範囲にトイレ・公園が点在しており、また、老朽化による故障が相次いでいることから、抜本的な改善と今後の施設のあり方が求められている。既存施設については利用者の安全と衛生保持を基本に、利用者に不便を与えないよう清掃美化に取り組む。一方で、公衆トイレや新たな観光施設の整備については、地域要望があることから、維持管理の在り方や施設の必要性などの計画的な検討を行う。

ヤクスギランド、白谷雲水峡は本町の主要な観光地であることから、その管理については、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会と連携を図り、安全を最優先に利便性の向上に努める。

【歳入】	
ガジュマル園入園料 (16,500人×200円)	3,300 千円
【歳出】	
トイレ等施設管理賃金	3,335 千円
トイレ等施設管理費	
①消耗品費 (一括)	1,000 千円
②光熱水費 (")	1,442 千円
③手数料 (汲み取り)	1,344 千円
④ " (浄化槽検査)	100 千円
⑤浄化槽保守委託	1,043 千円
ガジュマル園賃金	4,165 千円
公共施設管理公社委託	3,190 千円
各施設清掃等委託	1,992 千円
鯛之川原生林観察の森維持管理委託	1,368 千円

(2) 温泉施設の維持管理に関する事項

町内の温泉施設は、利用料金だけでの管理が困難ながらも観光客の利用があるため、 過去に施設整備や管理を行ってきた経緯がある。このことから、衛生面や温泉法に基づ く適正な管理のために必要な支援を引き続き行うこととし、本年度は、平内温泉、湯泊 温泉、湯向温泉の成分分析の再調査及び公衆浴場としての手続きを行う。

なお、本村温泉は指定管理契約を再更新し、地域に親しまれる善良な管理を行う。 また、寝待温泉及び湯向温泉は、自然災害の影響で今後の利用が危ぶまれる状態が継 続している。両温泉とも、地域の要望を踏まえつつ今後の方向性について検討を進める。

【歳出】

本村温泉管理委託 1,602 千円 温泉成分分析手数料(平内・湯泊・湯向)外 605 千円 温泉道路・トイレ清掃委託(平内・湯泊) 220 千円

(3) 山岳部トイレ等維持管理に関する事項

県から受託している登山歩道、県営避難小屋、山岳トイレの維持管理について、関係する機関・団体などと連携を図りながら、設備の不具合による利用停止が生じないよう、定期的な点検を行う。また、便槽が破損している高塚小屋トイレは、衛生面もさることながら自然環境へも悪影響を与えているから、便槽改修を行い環境負荷の軽減を図る。

【歳入】

県営避難小屋及び山岳トイレ管理委託金(県委託金) 13,024 千円

【歳出】

修繕料250 千円避難小屋管理委託3,710 千円大株トイレ維持管理委託料7,800 千円高塚小屋便槽補修工事(公共施設整備基金、だいすき基金充当)5,000 千円

(4) 海水浴場の管理に関する事項

町内3カ所の海水浴場における水難事故の未然防止のため、シーズン中に監視業務員を配置するとともに、地域の協力を得ながら利用者に不便を与えることのない管理を行う。また、一湊海水浴場については、かごしま国体の開催へ向け、老朽化している更衣室・トイレ・駐車場の改修を行う。

【歳入】

地域振興推進事業補助金	2,500 千円(県 50%)
【歳出】	
海水浴場監視業務賃金	1,935 千円
一湊海水浴場管理業務	1,412 千円
一湊海水浴場サメ除けネット管理費用	480 千円
一湊海水浴場施設整備事業	
①更衣室改修・トイレ洋式化	1,300 千円
②駐車場区画線整備工事	800 千円
③場内歩道沿い排水溝蓋板購入費	900 千円
④更衣室ロッカー等備品購入	2,000 千円

6 屋久杉自然館管理費

「屋久島のすべてを語る総合博物館」として、歴史や文化に限らず観光情報等の発信に努めると共に、「地域の博物館」として教育機関をはじめ広く町民から利用される施設

として、収支バランスを踏まえつつ展示の充実を図り、次世代に引き継ぐべき貴重な収 蔵資料の保存と活用を行う。

また、開館30周年を記念した特別展示や、利用の増加を図るイベントを開催するほか、 展示品のインバウンド対応について検討を進める。

施設の管理面においては、入館者に不快感を与えないよう雨漏り補修を引き続き行い、 施設の長寿命化に取り組む。

	-1 1	-	•
ı	录	Λ	1

入館料 13,686 千円 書籍等売払収入 6,898 千円 使用料 78 千円 資料取得等基金繰入 1,000 千円 雑入 1,784 千円

【歳出】

維持管理運営費 36,353 千円

30周年記念特別展関係経費 1,297 千円 (基金充当)

写真コンテスト・オリジナルカレンダー制作関係経費 665 千円

【町民課】

【窓口関連業務】

屋久島町の窓口事務の機能を充実させ、住民基本台帳法及び戸籍法、番号利用法等の関係法令に基づき、適正かつ丁寧で迅速な対応に努めるとともに、個人情報保護の観点から本人確認を厳格に行う。

本年度の窓口関連業務として、次の業務を実施する。

1. 住民基本台帳事務等

各種証明書の発行時に、届出者や請求者の本人確認を厳格に行い、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護する。

また、マイナンバー制度によるマイナンバーカードに係る有効性の情報発信、カード管理に努め、カード発行に遅滞なく対応し制度の円滑な運営に寄与する。

本年度の住民基本台帳事務等については、以下のとおりである。

- ① 住民基本台帳の適正な整備と維持、管理
- ② マイナンバーカード取得の推進及び発行、更新
- ③ 転入転居時、戸籍変更時の裏書作業
- ④ 印鑑登録及び証明書の発行
- ⑤ 中長期在留者の住居地異動届出、特別在住者証明書の交付等
- ⑥ 離島航空割引カードの発行及び更新

2. 実態調查実施事務

住民基本台帳法第 34 条の規定に基づき、住民の居住実態等を把握するため、 実態調査を実施し、住民基本台帳の正確な記録確保に努める。

3. 戸籍事務

管轄法務局及び関係市町村と連携を図り、戸籍法及び関係法令に基づき、正確で迅速な業務を行う。また、鹿児島地方法務局主催の戸籍事務定例会や事務従事職員研修会等に出席し、関連法令や実務について自己研鑚に努めるとともに、他市町村と窓口対応に関する情報交換を行い事務の円滑化を図る。

戸籍法施行規則の改正及び戸籍届書の移管決定により、平成31年度から管轄 法務局から保存期間を経過した届書が順次移管されることに伴い、各種届書の 適正な管理と運用に努める。

4. 旅券事務

旅券(パスポート)の申請及び交付事務を住民の利便性向上に寄与するため、 その発給については細心の注意を払い業務遂行に努める。

【税務関連業務】

直近の県内の景況は、財務省九州財務局鹿児島財務事務所が平成31年1月に発表した経済情勢報告によると、有効求人倍率は昨年同様上昇を続けており、生産活動、消費関連では個人消費は持ち直している一方、企業の減収が見込まれ、倒産件数、負債金額ともに前年を上回っている状況である。

本町においては、基幹産業である農業・漁業は、天候等の影響などにより生産額が低迷している状態が続いており、観光産業についても、入込客数は前年度に比較してやや持ち直しつつあるものの大幅な上昇はみられていない現状となっている。

以上のような状況から、平成31年度についても前年同様に大幅な町民所得の増加は期待できず、税関係の収納業務についても前年同様より一層厳しい状況が継続すると考えられるが、適正な賦課業務の実施と公平性を重視した収納事務の推進により、自主財源の確保を図るために以下の重点施策を設定し積極的に事務に取り組む。

●平成31年度重点施策

1. 賦課業務

- (1) 自主申告指導のための研修会の開催
- (2) 未申告者に対しては申告指導を行い、国保税の適正な賦課処理を行う
- (3) 新築家屋・課税漏れ家屋の把握
- (4) 納税意識向上のための租税教室等の開催

2. 収納業務

- (1) 差押え処分の実施 (預金・出資金・給与・不動産等)
- (2)捜索・公売の実施
- (3) インターネット公売への定期出品
- (4) 口座振替の推進
- (5) 相互併任制度の活用による住民税滞納額の縮減
- (6) 交通弱者への対応(臨戸納税相談)

【 福祉支援課 】

「だれもが・住み慣れた場所で・自分らしく生活できる」 福祉 サービスの拡充をめざして

I. 基本方針

屋久島町として福祉事務所開設以来、生活保護業務を含め各種福祉事業全般について、公平公正で住民に身近な福祉事務所として業務推進に努めてきたが、平成31年度より新たに福祉支援課として事業を展開する。

高齢者福祉については、年々高齢化による長寿社会が進行する中、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画によるサービス事業の充実が推進されているものの、高齢者の望む十分なサービス体系になっているとは言いがたいところであるが、これまで要支援・要介護に該当しない高齢者に対し、生きがいディサービスやホームヘルプサービス等の施策を実施してきたが、平成28年度10月から介護サービスの総合事業に移行したところであります。

また、認知症や老老介護、家庭内のDVなど様々な問題が増加傾向にあり 核家族化の進行に伴う、高齢者の抱える不安や悩みは、老後の財産の管理や 日常生活の支援等、年々多様化しており、地域包括支援センターや関係機関 と連携を図りながら、生きがいを持って、健やかで安心して生き生きとした 生活を送ることのできる地域社会づくりに努めます。

障害者及び障害児福祉については、平成24年度に設置した屋久島町障害者自立支援協議会を活用し、障害者(児)が地域社会で暮らしていく上での課題解決に努めます。平成30年度より稼働しました障害者(児)の一般相談や障害福祉サービス等利用計画を作成できる「障がい者等基幹相談支援センター」の運営を支援し、今後は機能強化に努め、可能なところから一歩一歩課題解決を図り、障害者(児)の人格と個性を尊重した地域社会の実現に努めます。また、障害者(児)の保護者の高齢化が進み、将来に亘り障害者(児)の社会的孤立が憂慮されることや精神障害者の社会復帰への受け入れ対応可能な地域社会づくりの観点から障害者(児)等が安心して暮らせる施設整備等が必要と考えられるので、障害者自立支援協議会を活用しながら関係機関と連携を密にし、障害者(児)サービスの拡充に努めます。

なお、障害児については早期発見、対応が非常に重要なことから、各種検診等を活用しながら、平成29年度に策定した第5期屋久島町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に基づき児童発達支援、放課後等デイサービスの療育強化に努めます。

児童福祉については、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」のため屋久島町子ども・子育て支援事業計画の策定を目指してまいります。また、少子化が進む中、児童手当の支給と育児支援や放課後児童の健全育成事業に加え、青少年の健全育成に関わる諸施策を推進しているところです。また昨今のニュース等でも報じられる虐待(DV)、放任(ネグレクト)、その他不当な取扱いから児童を守るため、家庭相談員の活動を強化し、関係機関と連携した個別ケース会議等を実施するなど、家庭や地域におけるきめ細かな対応を民生委員等関係団体と連携し、問題

解決に努めます。また、要保護児童地域対策協議会を活用するなど、地域ぐるみの育成活動の活性化や児童相談体制の充実に努めます。

また、母子・寡婦、父子家庭など、ひとり親の子育て支援に積極的に取り組み、児童扶養手当や、ひとり親医療費助成等の各種助成制度の広報周知を図りながら確実に実施し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

併せて母子の健やかな健康管理に資するため、乳児から幼児・妊婦に至るまで様々な検診等を実施するとともに、健康の保持・増進を助長するため「子育て世代包括支援センター」を設置します。

また、新規事業として低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起・下支えすることを目的にプレミアム商品券事業を実施します。

生活保護については、経済不況等により就労の道が閉ざされ、依然として 失業者及び低賃金労働者が多い状況にあります。また、老齢年金受給額の少 ない高齢者世帯等にとっても非常に厳しい生活状況であり、保護の相談・申 請には、生活保護制度の基本原理・原則に基づき、適正な職務の推進に努め ます。さらに、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されたことに 伴い、相談支援員の配置を検討し、相談支援体制の構築に努めます。併せて 生活困窮者に対しても平等な生活の支援に努めます。

また、ケースの複雑・多様化などによって業務が増大していることから、 生活保護業務に従事する職員の専門的知識、技術の修得に努めます。

いずれにしても、家族の絆や地域社会における人間関係の希薄化が社会的 孤立を助長し、母子家庭や保護世帯の増加につながり、障害者(児)等の社 会参加の阻害要因になっていることは否定できないところであります。

ついては、このことが核家族化や隣人への無関心へと閉鎖性が連鎖し、高齢者の孤独や不安を増大させていることから、要援護者に対する支援体制を構築し、関係機関で共有し地域における繋がりの強化を図り「絆」の再認識のための仕組みづくりに努めます。

1. 社会福祉

障害者の福祉対策は、障害者が健常者とともに地域社会で暮らしていくことができる社会を目指します。そのために障害者計画を基本とし、相談支援体制の充実・強化のため人材の確保を図りながら、障害者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。また、障害者自立支援協議会や各分科会を活用し地域社会で暮らしていく上での課題解決に努めます。

母子・寡婦及び父子家庭の福祉対策については、経済的自立と生活の安定を図るため、就労の促進、融資制度の効率的活用や相談体制の強化とともに、安心して子育てができる支援体制として、各種医療費助成や母子家庭の自立を促す制度利用を推進し、各種制度の啓発及び適切な運用が図られるよう努めます。

生活援助対策としては、民生委員・児童委員の地域活動が地域社会の変化や生活圏域の拡大に伴い、従前の低所得者救済活動から多面的分野の活動に変容してきており、幅広い知識習得や組織強化が不可欠であることから、各種研修会への参加促進や地域活動の支援に努めます。

社会福祉協議会の支援については、総合福祉センター「こまどり館」と「縄文の苑」を拠点に、本町の介護・福祉活動及びサービス事業の中核として、地域福祉の拡充のため介護保険サービス事業及び高齢者や障害者支援事業など各種事業に取り組んでおり、その役割は重要であると考えますので、今後も社会福祉協議会の目的である「地域福祉活動の推進」のための支援に努めます。

また、福祉事務所が町民にとって身近で、信頼されるきめ細かで迅速な対応を心がけ、安心して相談ができる環境づくりに努めます。

生活保護関連事業として、新たに生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、福祉事務所を設置する自治体は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る必要が生じることとなり、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給が必須事業となっている事から、自立相談支援員の配置を検討し、健全な事業の運営に努めます。

口永良部島新岳の噴火災害や、台風などの風水害が発生した際には、 災害救助法に基づく災害救助費を措置し、関係機関と連携のもと不測の 事態に備えた体制の強化に努めます。また火災その他不測又は不可避の 災害による被害を受けたときに、その被災者や被害により死亡した町民 の遺族に対し災害見舞金を支給します。

今年度新たに援護対策として特別弔慰金国債証券簡易書留返信用切手 代及び町遺族会に対する運営補助や戦没者追悼式開催を行います。

また、町内 6 人の人権擁護委員と連携を図りつつ、平成 31 年度は永田小学校において人権の花運動に取り組み、更なる人権啓発活動に努めます。

2. 高齢者福祉

高齢者福祉施策については、高齢化や核家族化に伴う独居老人の増加 高齢者虐待、認知症高齢者の増加等により、本町の高齢者を取り巻く環 境は、依然厳しいものがあり、老後の不安を訴えるケースが非常に多く なっていることから、高齢者の保護措置等、引き続き地域包括支援セン ターをはじめ、関係機関および団体との連携を図りながら、高齢者が安 心して暮らせる地域社会づくりに努めます。

また、高齢者の移動手段の確保と交通事故防止の観点から、昨年に引き続き高齢者バス利用制度の更なる拡充に努めます。

3. 児童福祉

福祉事務所の開設以来、家庭相談員を配置し、幼稚園・保育所の入所や育児支援としての保育所園運営事業と平成24年度に開所された認定子ども園や小規模保育事業の充実を図ると共に放課後児童健全育成事業や休日保育等、平成25年度からの延長保育促進事業を活用し、子育て支援の継続に努め、地域に密着した迅速で行き届いた福祉行政を推進するため、平成26年度に策定した「屋久島町子ども・子育て支援事業計画」が31年度終了となるため、新たに32年度から施行する子ども子育て支援事業計画の策定に取り組みます。

4. 母子保健

母子保健事業は、妊娠期の母子手帳交付から始まり、母親学級(ぷれママカフェ)などの健康教育や新生児訪問などの個別相談、乳幼児健康診査、育児相談、歯科健診など、妊娠・出産の経過とともに重層的にサービスを提供しています。今年度は、近年増加傾向の DV や虐待等の未然防止も念頭におき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置します。発達障がい児等の対応では、出来る限り早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要であり、1歳6か月・3歳児健診や発達相談会(新規)などの母子保健事業を通して早期発見・早期対応に努めます。

5. 生活保護

生活保護業務については、平成21年4月から鹿児島県より移譲を受けて 業務を進めてきましたが、ここ数年は新規相談及び申請件数とも横ばい状態でありますが、今後も保護対象者の生活歴や職歴等、その人生観を受容 しながら公平公正で適正な業務に努めます。

また、平成27年度から生活保護が適用されない生活困窮者に対する自立 相談支援事業と住宅確保事業が実施されていることから、職員のスキルア ップのための研修及び事例検討等により資質の向上に努めます。

さらに、経済不況を背景に失業者が増加し、就労の場所の確保、身体的に自立が困難な者や家族構成の中に高齢者及び障害者も同居するなど、生活保護対象世帯の家族形態は複雑多様化しており、今後は多くの事例を糧として、経験を重ね研鑽を積み、地域に根ざしたきめ細かな事業運営に努めてまいります。

今年度新たに生活困窮者自立支援事業の一環として、子どもの生活状況 や家庭の経済状況を把握し、今後の子育て支援に生かすため、子どもの学 習支援事業に取り組みたいと考えます。

6. 保健衛生

乳幼児等医療費については、子育て支援の一環として、助成対象年齢中学校卒業まで引き上げ、所得制限の撤廃などの改正をするなど、子育て家庭への助成を手厚くしたところであります。また、産前・産後ヘルパー事業を平成25年度から新設し、妊産婦が体調不良等のため家事又は育児を行なうことが困難な世帯にホームヘルパー派遣の援助を行い、母親の心身の健康を維持するとともに、児童福祉の向上を図ります。

今後も安心して子育てができる環境を整え、乳幼児の健康維持に努めます。

7. 自殺対策

自殺対策基本法の規定に基づき、庁内及び関係機関、関係団体の相互の連携を確保し、自殺対策を総合的に推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」を目指して、平成31年度中に「屋久島町自殺対策計画」を策定します。

策定に関しては、自殺対策推進本部と自殺対策推進協議会を意思決定及び連携の場とし、庁内及び地域にある既存事業の棚卸し作業を行い、関連事業の洗い出し、保健、医療、福祉、生活、教育、労働等幅広い分野の「生きる支援」を盛り込み、自殺に対応できるセーフティネットを構築し、自殺対策の充実・強化を図ります。

計画策定予定時期 平成32年3月 自殺対策推進本部会 開催予定数 2回/年 自殺対策推進協議会 開催予定数 2回/年

【健康長寿課】

1 健康增進事業

健康増進法に基づく健康増進事業は、町民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、 心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、住民の健康増 進に資することを目的とします。事業内容は、健康増進法第17条及び第19条の2 の規定に基づく事業のうち、①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④訪問指導⑤ 歯周疾患検診⑥骨粗鬆症検診⑦肝炎ウイルス検診⑧健康診査・保健指導です。対象 は健康手帳の交付・健康診査を除き、40歳から64歳までの方とします。

(1) 健康手帳の交付

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項や資料を一冊につづっていくことで、自らの健康管理と適正な医療に資することを目的とします。交付にあたっては、目的や活用方法について説明します。

手帳交付見込み数 60人

(2) 健康教育

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、健康教育を実施します。自分の現在の健康状態とこれまでの変遷を知り、今後を予測していただくことで主体的な生活習慣改善の実践を促します。 内容は、町の健康課題を反映したものにします。

集団健康教育 20回/年(受講者見込み数 600人)

(3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に健康相談を実施します。

①総合健康相談 *「心の健康相談」を含む。 21回/年(相談者見込み数 延べ30人)

②重点健康相談

*国保保健事業(重症化予防)と同時実施 高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗鬆症、歯周疾患、女性の健康、 病態別(肥満、心臓病等) 16回/年(相談者見込み数 延べ260人)

(4) 訪問指導及び保健指導(面接・電話等)

健康診査の要指導者や療養上、保健指導が必要であると認められる者及びその 家族に対して保健師や看護師が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し て必要な指導を行います。対象者については、国保部門や介護部門等の関係部署 と連携し選定します。

訪問指導件数 20 人/年 面接 10 人/年 電話 5 人/年

(5) 健康診査

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施します。

① 歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を 予防することを目的とします。対象は 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の方とし、 個別通知します。検診は委託契約した町内の歯科医療機関で個別に受診します。 受診者見込み数 25 人

② 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とします。対象は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性で、特定健診と同時に実施します。 受診者見込み数 65人

③肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、検診の受診促進を図り、もって住民が自身の感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康被害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とします。対象は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の方で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者を対象とします。特定健診と同時実施します。受診者見込み数 175人

4)特定健康診查

生活習慣病予防に着目した健康診査を行う。対象は 40 歳以上の生活保護世帯の方を対象とします。 受診者見込み数 5人

⑤がん検診

がんの予防に関する正しい知識の普及と早期発見、早期治療を通じて、がん 死亡を減少させることを目的とします。事業内容は、胃・大腸・肺・子宮・乳 がん検診を実施。対象は40歳以上の方。ただし胃がん検診は50~79歳。

●胃がん検診	520 人
●大腸がん検診	1,250人
●肺がん検診	1,650人
●子宮がん検診	600 人
●乳がん検診	600 人

(6) その他の検診事業

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施します。

- ·腹部超音波検診 1,600 人
- ・前立腺がん検診 260 人
- 胸部ヘリカルCT検診 クーポン 100人 クーポン以外 320人
- ·特定健康診查 *国保、生保以外 5人
- ·骨粗鬆症検診 *節目外 615 人

(7) 健康づくり情報の提供

町の健康課題と整合性を持たせ、ハイリスクアプローチと同じテーマで健康づくりに関する知識の普及啓発を行い、広報誌、特定健診結果報告会、各種検診の場を利用して情報提供していきます。

(8) 心の健康相談事業

「眠れない」「気分がしずむ」などの心の健康に関する相談があった場合、保健師・心理カウンセラーがこれに応じます。 10回/年

2 食生活改善事業

(1) 食生活改善推進員・8020運動推進員活動への支援

町民が規則正しい生活やバランスのとれた食生活を送り、健康で心豊かに過ごすことができるよう、身近で細やかな指導等を行う食生活改善推進員の活動を支援します。自主活動の内容については、町の健康づくりの方向性と整合性を持たせた内容で活動ができるように研修会を開催し、加えて、食生活改善推進員が兼務し歯科保健・口腔保健の大切さを普及する8020運動推進員としての活動の支援も行います。また、そのための歯科保健に関する知識の普及や情報を伝達するための研修会を開催します。 委嘱者 23人

予定研修会(合同研修会) 4回 (自主研修会) 4回

(2) 栄養士による栄養指導

健診や健康教室、電話において相談等に応じ、妊婦、乳幼児から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた栄養指導を行い、地区住民の健康増進並びに疾病予防を図ります。事業については在宅栄養士を雇用し実施します。

個別栄養指導見込み100 人集団栄養指導見込み190 人

3 予防接種事業・結核予防事業

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持 増進を図るため、接種率の向上に努めるとともに予防接種による健康被害を未然に 防止するため、関係機関との連携を密にします。なお、結核予防については、広報 を強化し集団検診の受診率向上に努めます。また、集団検診を希望する事業所に対 しても実施します。

(1) 結核予防事業

結核の新規患者は全国的には減少傾向だが、世界的にみると日本は結核の中蔓延国と位置付けられています。そうした中、鹿児島県は新規患者の増減を繰り返しており全国平均に比べると高いため、本町においても引き続き結核への感染予防及び蔓延防止対策を図ることが不可欠です。町民に対しては引き続き正しい知識の普及啓発を行い、BCG接種の未接種者の減少や集団検診の受診率向上に努めます。また、集団検診を希望する事業所に対しても実施します。

BCG接種の実施(7~8か月児健診と同時実施) 予定接種者数 130人 結核検診(65歳以上:肺がん検診と同時実施) 受診予定人数 1,300人

(2) 緊急風しん抗体検査事業 *新規

予防接種法施行令の一部改正により、平成34年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた(現在39歳から56歳)男性を対象に、風しんに係る定期の予防接種を行います。これに伴い、予防接種施行規則を改正し、追加的対策に係る予防接種を風しんの第5期予防接種とし、その対象者から除かれる者として、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められる者と規定されました。

このことから、上記対象者に抗体検査を実施するため、対象者へクーポン券を発行し、医療機関等で抗体検査を受けられるよう体制整備を行う。実施にあたっては「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金」を活用します。

平成31年度のクーポン券発行対象者は昭和47年4月2日〜昭和54年4月1 日生まれの男性です。(平成31年度以降は別途厚労省通知に従う)

抗体検査対象者 641人 受検者見込み者数 321人

(3) 予防接種法による定期予防接種

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、正しい知識の普及を行い接種率の向上に努めます。未接種者への対策としては、各種健診(特に3歳児健診時)や育児相談時に接種歴を確認し、接種スケジュール等についての指導を行い、希望者がスムーズに接種できるように支援します。また予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にします。なお、平成31年度から、新たに昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんの定期予防接種対象者となります。子宮頸がんについては、ワクチンの副反応があるため、積極的勧奨を控えている状態です。

種 別 ・ 区 分	予定接種者数
四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	380 人
MR(麻しん・風しん)	230 人
風しん *新規	64 人
日本脳炎	460 人
ヒブ	380 人
小児肺炎球菌	380 人

B型肝炎	250 人
二種混合 (破傷風・ジフテリア)	110 人
水痘	200 人
子宮頸がん	10 人
インフルエンザ (高齢者)	2,600 人
高齢者肺炎球菌	450 人

(4) 小児インフルエンザ対策 *新規

ワクチン接種における保護者の経済的負担を軽減させ、子どもたちに公平に 予防接種機会を与えることを目的として、小児のインフルエンザワクチンの接 種に対し、公費補助を実施します。対象者は生後6か月~19歳未満(高校3年 生相当)で、補助額は1回につき1,000円です。(生後6か月~13歳未満は2回接種) 接種見込み者数 1,229人

4 その他の保健事業

65 歳以上の者については、介護予防は地域支援事業で実施し、主に生活習慣病予防の観点から事業を展開しつつ、64 歳未満の者と同じように以下の事業を関係各機関と連携を図りながら実施していきます。

健康教育20 回/年(受講者数見込み700 人)健康相談40 回/年(相談者見込み200 人)

訪問指導 延べ件数 10件/年

面接5件/年電話相談5件/年

5 保健センターの管理運営

すべての町民の健康増進及び健康管理の推進のための拠点施設として、健康増進事業、予防接種事業、食生活改善推進事業、母子保健事業等の各種事業における保健センターの活用を図り、今後も施設の補修等を実施し管理運営に努めます。

6 献血事業の推進について

献血推進対策協議会と連携し、献血の必要性や認識を深め普及啓発に努め、献血者数の増加を図ります。高齢化や血液利用の多様化等により、血液需要の増加が見込まれるため、安全に安定的に確保することが重要な課題となってきています。血液センターの業務集約化に伴う、献血時間の短縮による献血者数の減少を補うため、新たな協力者・協力企業・団体の開拓を行い血液量の確保に努めます。

7 緊急時供血者登録制度の取り組みについて

夜間や血液製剤を確保できない緊急時、屋久島内での輸血用血液の確保を目的に、「屋久島町緊急時供血者登録制度」を設置し運用をしています。一人でも多くの命を救うため制度の周知と協力団体の賛同を得ながら、本制度の安定的な運営に努めます。

8 口永良部島巡回診療等の取り組みについて

特定診療科の診療機会が少ない中、県と連携し疾病の早期発見・治療並びに負担の軽減を図るため、赤十字病院主体の「特定診療科巡回診療」を継続して実施し、さらに県医師会及び鹿児島大学病院の協力による、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の無料診療についても同様に実施します。(受診手数料は町負担)

さらに無歯科医地区に対する県保健医療福祉課及び県歯科医師会による「こじか 号」歯科診療を年2回実施します。

9 口永良部島における救急搬送等の取り組みについて

常駐医師不在の中、緊急時の患者輸送については、町立診療所医師・医師会・屋 久島徳洲会病院等との連携により対応していきます。県ドクターヘリ、県消防防災 ヘリ、鹿屋海上自衛隊ヘリでの搬送体制が整備されている中、急患に対して口永良 部島出張所、総務課、熊毛広域消防分遣所、医療機関等と密に連携し対応していき ます。その中でもヘリ搬送に至らない急病人に対しては、渡船による緊急搬送の費 用を補助し支援をしていきます。

10 地域医療懇話会について

屋久島町地域医療懇話会は、本町の保健医療に係る各種事業を効果的かつ体系的に推進することを目的に設置された。町、保健所、医療機関の代表により定期的な開催に努めていきます。

11 国民年金

鹿児島北年金事務所及び福岡広域事務センターと協力・連携し、各種届出、請求等の手続きを不備等のないよう正確迅速に行います。

広報活動等により保険料免除制度、前納制度、クレジット納付制度等を広く周知 し、無年金者減少に努めます。

4月施行の産前産後期間の国民年金保険料免除制度の周知活動を行います。

また、10月から施行される年金生活者支援給付金制度についても、広く周知し、 生活の支援を図ります。 その他、各種年金についても、町民の相談に応じ、積極的に手続きを行います。

○介護保険事業に係る一般会計計上分

1 低所得者保険料軽減対策事業

公費を投入し、介護保険法に基づく所得段階の第1段階(第1段階:住民税非課税世帯で前年度合計所得と課税年金収入の合算額80万円以下の人)の低所得者介護保険料の軽減を実施します。国費(負担率50%)、県費(負担率25%)は、一般

会計にて受け入れ、町分(負担率 25%)を加えて介護保険事業特別会計へ繰り出しています。

(1) 国庫支出金

10,220 千円

(2) 県支出金

5,110 千円

2 介護保険利用者負担対策事業

(1) 県支出金 255 千円

訪問介護サービスの介護報酬については、「離島等における特別加算」が加算されるため、均衡を図る目的で自己負担が1割軽減される。そのうち利用者負担対策として1/2を町が事業所へ補助します。この町負担の3/4分を県が町に補助するものです。

事業費 330 千円

3 地域デビューでポイントアップ!元気度アップ!推進事業

(1) 県支出金 710 千円

高齢者を含む任意のグループが、主体的に行なう互助活動に対し、ポイントを付与し商品券へ交換する事業です。

①商品券に対する経費 県補助 100%

②市町村事務経費 県補助 50%

4 やくしま福祉マップ作成事業

(1) 県支出金 450 千円

介護に携わる人材が不足していることから、介護福祉事業所のイメージアップを図り、人材の確保・育成に取り組んでいきます。屋久島町内の介護・福祉事業者で結成された「alive 屋久島」に補助金を交付し、マップ作成をします。

補助金交付額 810 千円

5 介護予防サービス計画作成報酬

3,792 千円

要支援1・2の高齢者のケアマネジメント分の介護報酬は、地域支援事業の交付対象外のため一般会計で計上します。

事業費 8,104 千円

6 介護保険特別会計繰出金

介護保険特別会計への繰出し金は、介護給付分として 159,632 千円、総合事業 分として 5,348 千円、総合事業以外の地域支援事業分として 4,491 千円を繰出しています。また、低所得者保険料減額分として 20,440 千円を繰出しています。

【 生活環境課 】

生活環境課は、水道・ごみ処理・し尿処理・生活排水処理・火葬業務等、町民が安全に安心して衛生的な生活を送ることが出来るよう、暮らしの生命線を守ることを目的とした課です。 平成31年度の本課の事業は、上記の目的を遂行するため、所管する施設が適正に稼働するよう維持管理に取り組むなど、以下の事業を実施します。

1 火葬場事業 4.1.7

屋久島町斎場では、本年度もこれまで以上の住民サービス向上に心がけていきます。火葬場業務員を1名雇用し、高齢化し増加する火葬件数に対応し、法に基づき円滑な業務遂行を図ります。また火葬場周辺の環境整備、施設内の緑化など維持管理に努めます。

【歳入】	
火葬場使用料	1,800 千円
残骨処理手数料	108 千円
社会保険料等(社会保険·雇用保険)	552 千円
【歳出】	
社会保険料等(社会保険·雇用保険)	1,128 千円
火葬作業員賃金	3,500 千円
光熱水費	2,355 千円
修繕費(資外)(施設修繕)	4,733 千円
燃料費	1,328 千円
手数料(浄化槽検査・危険物取扱講習会受講)	12 千円
電気保安管理委託	347 千円
消防設備点検委託	43 千円
浄化槽保守点検維持管理委託	85 千円
機械機器保守管理委託	220 千円
霊柩輸送費助成金	440 千円

2 不快害虫等蔓延防止対策事業 4.1.11

住民の生活に多大な被害を及ぼしているヤンバルトサカヤスデの蔓延を防止するため、駆除作業及び環境整備を実施します。また、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会を開催し、各地区の発生状況等について情報の共有を図るとともに、駆除方法や蔓延防止対策についての検討を行います。更に、不快害虫の発生地区が主体となり蔓延防止対策を実施する場合は、交付金を交付することによりその活動を支援します。

ガジュマル等の樹木に多大な被害を与えているオキナワイチモンジハムシについても駆除作業を実施します。また、ヤクシカの里地への生息拡大によるヤマビル駆除対策についても地区の要請に応じ、薬剤散布や配布を行い、蔓延防止に努めます。

【歳入】		
社会保険料等	(社会保険・雇用保険)	409 千円
【歳出】		
社会保険料等	(社会保険・雇用保険・労災保険)	882 千円

駆除業務職員賃金	2,800 千円
対策委員会会議費(委員謝金・費用弁償)	132 千円
消耗品費(駆除薬剤費)	1,316 千円
不快害虫等蔓延防止対策事業業務委託	3,812 千円
ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策交付金	180 千円

3 狂犬病等予防対策事業 4.1.12

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施

狂犬病は発症すると治療法はなく、人も動物も 100%死亡する恐ろしい病気であり先進国を含む多くの国で発生し年間 35,000 人から 50,000 人が死亡しています。現在狂犬病予防法により生後 91 日以上の犬は登録と予防注射が義務付けられており、飼主に個人通知し予防注射、登録の徹底に努めます。また年2回の集合注射の機会を設け広報による周知や動物病院との連携により接種率の向上を図ります。

【歳入】	
畜犬登録手数料	60 千円
狂犬病予防注射済交付手数料	330 千円
【歳出】	
医師謝金及び旅費	24 千円
消耗品費(予防注射済票等)	88 千円
通信運搬費(予防注射通知)	108 千円

(2) 放浪犬対策等の実施

町内巡回や公民館等を通じ放浪犬の実態を把握し、保健所と連携して減少に努めます。 また捕獲の際、飼い主の早期発見のため首輪への鑑札及び注射済票の装着を徹底させ、狂 犬病予防法に基づく飼主の義務について周知及び指導を行います。

4 廃棄物対策事業 4.2.1

屋久島クリーンサポートセンターでの可燃ごみ、資源ごみ等の再資源化及び中間処理により、屋久島町の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理にかかる取組みを強化します。 また、町内における不法投棄物の監視を徹底し、抑制に努め、旧焼却場の整備を含め、環境保全対策の強化を図ります。

更に、ごみ分別の説明会を開催し、住民の皆さんへの周知を図ります。

(1) 一般廃棄物処理対策事業

循環型社会構築に向け、平成28年度から細分化している紙類、プラスチック・ビニール類の分別排出を促進し、ごみの発生抑制・減量化に努めます。

町内の一般廃棄物の収集及び運搬計画については、第9期分別収集計画により分別収集 を徹底し処理に努めます。

住民サービスを基本に、屋久島における一般廃棄物の収集体系を整備し、今後も新たな 分別収集やステーション回収及び新規設置等に取り組んでいきます。また、環境美化推進 員を配置し、研修会等を実施して十分な周知・啓発を行います。更に、町民の要望に対し ても分別収集体制を基本に検討や改善を図ります。

【歳入】	
一般廃棄物処理手数料	36,785 千円
一般廃棄物処理業許可手数料	9 千円
社会保険料等(社会保険・雇用保険)	245 千円
有価物売払収入	3,648 千円
【歳出】	
社会保険料等(社会保険・雇用保険・労災保険)	530 千円
ごみ袋管理配達等業務賃金	1,611 千円
環境美化推進員委員活動等謝金・費用弁償	1,595 千円
消耗品費(指定ごみ袋)	19,924 千円
光熱水費	494 千円
修繕料(資外)	1,000 千円
印刷製本費(パンフレット、ステッカー等)	1,053 千円
燃料費	309 千円
通信運搬費	1,365 千円
手数料	478 千円
指定ごみ袋交付手数料	3,537 千円
空き缶処理業務委託料	6,724 千円
ごみ収集業務委託料	74, 263 千円
環境保全対策交付金	4,524 千円

(2) 旧焼却場整理事業

旧宮之浦・尾之間ごみ焼却場にストックしてある各種ごみを処理するため、分別作業を行い、ごみ処理施設へ運搬して適正な処理に努めます。

また、金属類の搬出作業や粗大ごみ類の破砕とともに空きビン等、これまで保管していたごみの処理に必要な設備の設置や旧施設の整理作業を計画的に実施します。

【歳出】

 旧宮之浦焼却場整理業務委託料
 5,620 千円

 旧尾之間焼却場整理業務委託料
 13,067 千円

(3) 不法投棄対策事業

屋久島地区廃棄物不法処理連絡協議会(屋久島町・屋久島保健所・屋久島警察署・産業廃棄物協会熊毛支部)四関係機関のもと、不法投棄監視パトロールの体制強化を図ります。また、一般廃棄物の不法投棄、産業廃棄物の不適正保管や野焼きなどの不法処理についても連携して調査を行い、廃棄物処理に対するモラルの向上や法令順守の徹底に向けた指導体制の構築を図ります。

【歳出】

 処理手数料
 280 千円

 不法投棄物回収に伴う重機借上げ料
 90 千円

(4) ごみ処理施設建設検討事業

老朽化が進む現ごみ処理施設の更新について、廃棄物減量等推進審議会から出された答

申に基づき、具体的な検討を行います。

【歳出】

検討委員会委員報酬·費用弁償

967 千円

(5) 使用済自動車等海上輸送費補助事業

使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)による使用済自動車の処理を適正に行うため、使用済自動車の本土への海上輸送について、(財)自動車リサイクル促進センターの「離島対策支援事業協力出捐金」制度を有効活用し、海上輸送に係る経費の8割を助成します。

また、自動車関連事業者の協力のもと、町民に対しても処理方法の周知・啓発を行い不 適正管理状態の使用済自動車の島外搬出を促進します。

【歳入】

使用済自動車リサイクル出捐金(418 台分)

4,396 千円

【歳出】

使用済自動車海上輸送費補助金(418台分)

4,397 千円

(6) 生ごみ堆肥化事業

家庭から排出される生ごみの処理については堆肥化を積極的に進め、地域内で循環する リサイクルシステムを構築することで、住民が参画する資源循環型社会の形成、地球温暖 化防止対策等、世界自然遺産の島にふさわしい環境づくりに取り組みます。

また、口永良部島においては、収集した生ごみを処理施設まで搬入することが困難なため、家庭用コンポストの普及に向けた取組みを推進し、コンポスト購入に要した費用の一部を助成して堆肥化を図ります。

【歳出】

生ごみ処理業務委託 コンポスト購入費補助金 27,307 千円

20 千円

(7) 口永良部島し尿処理事業

口永良部島で収集するし尿及び汚泥は、島内処理が不可能であり、屋久島クリーンセンターで処理する必要がありますが、生活に必要な町民負担の均衡を図るとともに口永良部島における生活衛生の保持及び公共水域の環境保全に資するため、口永良部島から屋久島までのし尿輸送に係る経費を負担します。

【歳出】

口永良部島し尿収集運搬助成金

966 千円

(8) 廃食用油再資源化事業

家庭及び事業所から排出される廃食用油については、直営で収集を行い BDF 燃料として精製し、公用車の燃料として活用します。

また、混入物が多く精製できないものについては、島内での処理が不可能なため、有価物として島外業者に売却し適正処理に努めます。

【歳入】	
有価物売払収入	250 千円
【歳出】	
消耗品等(回収タンク等)	400 千円
役務費(廃油輸送費)	130 千円
使用料及び賃借料(ユニック借上げ)	360 千円

(9) 廃家電海上輸送費補助事業

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理 を適正に行うため、屋久島から鹿児島市にある指定取引所までの海上輸送経費に係る負担 額の一部を助成します。

【歳入】	
家電リサイクル離島対策事業協力金	1,700 千円
【歳出】	
家電リサイクル事務手数料	188 千円
家電リサイクル離島対策協力補助金	2,035 千円

(10) 公害対策事業

屋久島電工株式会社の操業に係る環境への影響対策は、環境保全協定に基づき自主規制で取り組まれているが、その効果を検証するため、町内3箇所において、二酸化硫黄の測定調査を継続し、住民生活への影響を調査します。

【歳出】

硫黄酸化物測定業務委託

234 千円

(11) 海岸漂着物地域対策事業

本町は台風シーズンや冬の季節風の強い時期に大陸からの漂着ごみが多く、海岸における良好な景観及び環境の保全に悪影響を及ぼしているため、海岸漂着物地域対策推進事業 費補助金を導入し、重要海岸を定めて委託業者または各集落による回収・分別・運搬処理 を実施します。

【歳入】	
海岸漂着物地域対策事業(県費)	3,483 千円
【歳出】	
事務費(普通旅費・消耗品費) 通信運搬費 手数料	50 千円 320 千円 300 千円
海岸漂着物地域対策事業委託	3,200 千円

5 ごみ処理施設管理事業 4.2.2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に 関する法律及び屋久島町ごみ処理施設条例に基づき、ごみ処理施設(屋久島クリーンサポートセンター)において一般廃棄物の処理及び再資源化を行います。生成された炭化物及び再 資源化物(プラスチックビニール類・紙類)については、業者と協働して再資源化を行い、 町内外での有効利用を推進します。

ごみ処理施設は、効率的で安全安定的な管理運営を目指すとともに、資源ごみの再資源 化による歳入の確保とランニングコストの節減に努め、施設の充実を図り施設周辺の環境美 化に努めます。

また、各施設及び旧焼却場の環境調査の実施、排出ガス、放流水や地下水等のダイオキシン類濃度等の測定や、搬入されるごみ組成調査を行います。

小中学校や婦人会等、各種団体の視察研修を積極的に受け入れ、ごみ処理施設の概要や 処理方法等の説明を行い、住民への更なるごみ分別の啓発に努め、廃棄物の適正処理を円滑 に進めると共に、施設の延命化に努めます。

【歳入】	
ごみ処理施設直接搬入手数料	744 千円
有価物売払収入	1,295 千円
自動販売機電気料	18 千円
再商品化合理化拠出金	2千円
【歳出】	
機械・機器消耗品費	27,500 千円
光熱水費	73, 200 千円
炭化炉・溶融炉・事務機器修繕料	30,000 千円
燃料費	19,434 千円
通信運搬費	1,536 千円
手数料	1,787 千円
浄化槽保守点検維持管理委託	227 千円
町有施設管理委託(屋久島クリーンサポートセンター)	128, 133 千円
紙類・プラスチック類再資源化委託	5,481 千円
炭化物再資源化委託	17, 280 千円
容器リサイクル法処理委託	95 千円
環境調査委託	3,780 千円
一般廃棄物分別業務委託	2,420 千円
飛灰処分委託	10,800 千円
廃乾電池処分委託	1,836 千円
廃蛍光管処分委託	1,750 千円
機械器具リース料	4,196 千円
重機借上料	375 千円
備品購入費(AED購入)	378 千円

6 し尿処理施設管理事業 4.2.3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び屋久島町し尿処理施設条例に基づき、し尿処理 施設において処理業務を行います。

し尿処理施設は計画処理量46kl/日の膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用し、河川水と同程度の放流水の確保にも努めるなど環境に優しい取り組みを進めている中、同施設は20年を経過し施設全般機器類等の耐用年数を超えている状況にあります。障害発生による施設停止などの不安要因を最小限にとどめるため、予備品確保と併せて予防保全のための整備を

図ります。

施設の運転管理については、可能な限り地元業者の活用を図り、経費の削減と併せて技術力の確保に努め、ランニングコストの節減を図り運転効率の向上に努めます。

【歳入】	
し尿投入手数料	2,100 千円
社会保険料等(社会保険・雇用保険)	986 千円
【歳出】	
社会保険料等(社会保険・雇用保険・労災保険)	2,170 千円
施設運転管理業務賃金	6,741 千円
消耗品費(薬品等)	32,100 千円
光熱水費	16,254 千円
施設機械・機器修繕料	51,000千円
燃料費	6,106千円
手数料	428 千円
電気工作物保安管理委託	420 千円
自動扉点検整備業務委託	500 千円
受入貯留槽清掃業務委託	3,500千円
環境調査委託	1,500 千円
県し尿処理施設協議会負担金	4千円

7 合併処理浄化槽設備費補助事業 4.2.4

町民の生活環境保全と公衆衛生向上を目的に生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、小型合併浄化槽の設置を推進し設置者に対して補助金を交付しています。

今年度は小型合併浄化槽設置補助金の改正を行い、新築物件は減額し、汲取・入替については増額しました。これは、県が新築物件の浄化槽設置補助金を廃止ししたことに伴う措置であり、新築物件の減額により生じた補助金を汲取・入替時の補助金に増額して普及率の向上を図ります。

今年度は、小型合併処理浄化槽 80 基 (5 人槽 汲取・入替 32 基、新築 30 基 7 人槽 汲取・入替 8 基、新築 7 基 10 人槽 汲取・入替 1 基、新築 2 基)、町単独補助 (11 人 槽以上の専用住宅及び専用住宅以外の建築物に設置する小型合併処理浄化槽) 10 基の補助を計画しています。また、既存の単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽への転換を推進するため、単独処理浄化槽の撤去費用に対する補助を継続します。

補助金額 単位:千円

	油田	財源内訳			
	補助金額	国	県	町	町上乗分
5 人槽 新築	423	166	0	166	91
ッ 汲取等	604	166	83	83	272
7 人槽 新築	502	207	0	207	88
ッ 汲取等	681	207	103. 5	103. 5	267
10 人槽 新築	647	274	0	274	99
ッ 汲取等	836	274	137	137	288
撤去費用	90	45	22. 5	22. 5	0
補助対象外	100	0	0	0	100

【歳入】 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(国庫) 14,444 千円 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(県費) 3,733 千円 【歳出】 40,870 円

【 産業振興課 】

地域産業政策は、多様化・個性化の進むなかで必然的に重要性を増している。地域産業を推進するために重要なことは、地域の人々が自らの地域資源を十分に把握し、最大限に活用することであるが、そのためには、生産者や製造業者、事業者や関係機関などが共通課題を認識し、課題解決に向けて連携を促進して地域産業の総合力を高めることが必要である。

そのため、産業振興課では、農林水産業に加え商工業、失業対策業務を所管し、個人や企業、 組合等との連携をさらに強化し、地域力の強化と競争力のある産業の振興に取り組む。

失業者の生活の安定を図るため、雇用保険の取次業務として、受給者の資格認定業務、求職申 込の受付、求人票の整理を行い、早期就労を支援する。

平成27年10月から、雇用保険の受給資格取得(初回認定)が、安房支所のテレビ会議システムを利用し島内で行えることとなったことから、ハローワークと連携し、受給資格取得業務をサポートしていく。

①労働諸費 (35 千円)

旅費

本町の農業については、高齢化、担い手不足、後継者不足や遊休農地化等が進んでおり、厳しい状況にある。このことから、屋久島町担い手育成総合支援協議会のもと関係機関・団体と連携のうえ、取り組みを充実させ、担い手育成を総合的に推進する。

後継者対策や遊休農地対策については、地域(集落)単位の農業の将来像に向けた話し合いやプラン作成について取り組んでいる。また、多面的機能支払交付金を活用し、組織の共同活動により農地等の保全管理を行っているが、人・農地プラン及び多面的機能支払交付金事業においても、未実施地区があることから、活用に向けた推進を図っていく。

長年基幹作物として取り組んでいる果樹については、気象災害等の影響や老木化に伴い、生産量の低迷が続いている。老木等の更新や改植に向けた事業の推進を強化し、樹園地の若返りに取り組むことで、栽培面積の維持・拡大に努め、安心・安全で消費者に求められる高品質の果樹生産に向けた取り組みを進めていく。特に、ぽんかんについては、着色が早くカラーリングも必要がないと言われる「KP-2 (早生系ぽんかん)」の推進を図る。たんかんについては、冬季の異常落葉、樹勢衰弱や隔年結果が軽減され、収量の安定化が期待できる「トロイヤーシトレンジ」台木での栽培を推進し、たんかんブランド産地として、今後も屋久島から出荷されるたんかんの銘柄確立に向けて、県(農林普及課)、JAと連携して積極的にPR活動に取り組んでいく。

本年度は、ぽんかん導入95周年という節目の年であることから、記念事業を開催することで 生産意欲の向上を図る。

また、町営の果樹試験園においては、5月~6月に収穫可能な果樹(南津海)、10月~11月

に収穫可能な果樹 (フィンガーライム)、葉を加工利用できる果樹 (コブミカン) や亜熱帯果樹 (アボカド、アテモヤ) を新たに植栽し試験することで、今後の可能性について検討する。

輸送費支援については、今後も「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」や「離島活性化 交付金」を活用し、農林水産物の出荷や原材料の輸送にかかる費用の低コスト化により、農林水 産業の振興を図る。

農地の流動化・耕作放棄地解消については、農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用(担い手農家へ農地集積等)を図りながら、バレイショ、実エンドウ等の露地野菜をはじめ、ソロヤムや焼酎加工用さつまいもの作付面積の拡大促進、また、茶、花卉等自然の特性を生かした畑作営農のさらなる振興を図るなど、農家の経営安定と所得向上へ向けて取り組んでいく。

環境に優しい農業の推進に向けて、有機栽培に取り組む農家への支援を行うとともに、農業用 廃プラスチック類の適正処理に取り組んでいく。また、2020年開催の東京オリンピック・パ ラリンピックを見据え、GAPへの取り組みを推進する。

6次産業化への支援策として、直売や農産加工に取り組むための専門的な知識・技術、手法の 習得等に必要な研修会等への参加希望者に対し一部補助を実施することでスキルアップを図る。

青年就農者の確保に向け、農業次世代人材投資事業(旧:青年就農給付金事業)や認定新規就 農者制度を活用し、農業を志す人の就農意欲の喚起と就農後の定着へ向けた取り組みを進める。

特殊病害虫対策については、侵入警戒調査を継続し、再侵入の早期発見に努めるとともに、発生時の防除を迅速に行うために関係機関の連携を深める。

有害鳥獣による農林業の深刻な被害に対処するため、鳥獣被害防止総合対策事業により、協議会の開催や、新規狩猟者の確保に向けた助成、猟友会が実施する有害鳥獣捕獲等に対する活動補助の強化等駆除及び被害防除対策を講じていく。国有林内においても、「屋久島国有林内におけるシカ対策推進協定」に基づき、屋久島森林管理署・屋久島町・上屋久猟友会・屋久町猟友会で連携し、共同で取り組むことにより、捕獲強化及び被害防除対策を実施していく。

口永良部島ではヤギの生息数が著しく増加し、農業等に被害を与えていることから、本年度から駆除を実施する。

また、捕獲鳥獣を地域資源として利用することが重要であることから、鹿肉処理加工施設業者や猟友会、関係機関等と連携し、ジビエ利用拡大に努める。

①農業総務費(54,787 千円)

人件費、施設管理経費、各種協議会負担金 他

②農業振興費(41.349 千円)

原材料費(試験園苗木購入)	100 千円
果樹試験園管理委託	420 千円
農業管理センター負担金	6,000 千円
屋久島ブランド産地定着化事業負担金	500 千円
輸送コスト支援事業補助金	25,946 千円
農業者経営所得安定対策推進事業補助金	435 千円
機構集積協力金	362 千円
認定農業者支援事業補助金(特認事業補助)	600 千円

環境保全型農業直接支援対策事業補助金 1,578 千円 特産品等研究開発補助金 500 千円

③農地費 (16,967 千円)

多面的機能支払交付金 16,532 千円

④農業後継者対策費 (9,751 千円)

学習農園設置事業 447 千円

農業次世代人材投資事業(旧:青年就農給付) 9,000 千円

⑤特産品加工販売施設管理費(8,969千円)

修繕料 (ぽんたん館加工施設内蒸気配管) 1,800 千円 備品購入 (ふれあい加工センターボイラー) 2,600 千円

⑥鳥獣被害対策費 (38,023 千円)

鳥獣被害対策実践事業補助金25,160 千円有害鳥獣捕獲対策事業補助金11,458 千円

(7)特殊病害虫対策事業費(492千円)

畜産については、現在セリ価格も高値で推移しているので、今後も子牛の商品性を高めるため 各町営牧場の機能を強化する。また、飼料費等の経費が値上がりしていることから、経費節減に 向けた経営指導を行い所得の向上に努める。

旭牧場については、町有繁殖牛 150 頭を確保するために、優良雌牛を自家保留するとともに、 母牛の計画的更新を図る。

子牛育成センターでは、引き続き農家の子牛(離乳後3ヶ月以降)を預かることにより農家の 労働力を軽減するとともに均一な子牛の生産に努め、所得の向上を図る。

長峰牧場では、町有子牛、口永良部島で生産された子牛、農家の妊娠牛を受け入れることで、 農家の牛舎施設の有効利用を図り、飼養管理の省力化により農家の負担軽減に努める。

牧場の採草放牧地が更新時期に来ているため、引き続き畜産基盤再編総合整備事業により、環境整備を行う。

養豚、養鶏については、生産・育成技術の向上や衛生対策の徹底等を図り、安定的な販売頭数の確保に努める。

①畜産費 (30.806 千円)

(新) 鹿児島大学受託研究委託
 1,800 千円
 畜産基盤再編総合整備事業業務負担金
 13,411 千円
 種子島家畜衛生処理組合負担金
 332 千円

②町営牧場管理運営費(46,193 千円)

賃金、施設管理経費 他

林業については、パリ協定の枠組みのもとで我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害

防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林経営管理法を踏まえ、新たに森林環境税(仮称)が創設される。課税については、国民負担を考慮し平成36年度からとなるが、森林環境譲与税(仮称)は先行し平成31年度から譲与される。森林環境譲与税の使途については、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備やその促進に関する費用」となっている。

本町においては、これまで単独事業で行っている間伐の促進を図るための所有者負担分の一部補助や、地元材を利用した住宅建築等への一部補助への財源充当や、新たに林地台帳の機能強化、再造林推進を図るため地杉苗の生産に対する補助、人材育成を目的とした林業関係者の資格取得等に係る費用の一部助成等を行い、林業振興を図る。

また、スギを中心とした人工林が利用期を迎えており、生産量が増加傾向にある一方、島内での利用は生産量の約1割程度しかないため、安定した新たな市場の開拓が喫緊の課題となっている。

このような中、間伐材の島外出荷に取り組んでいるところであるが、内地と比較して輸送にコストがかかるため、森林所有者の収益が少ないのが現状である。

海上輸送のコストがかかる離島においては、価格的にも有利な販売先の確保やこれらに対応した生産体制の構築など、関係者一体となった取り組みが重要となっている。

このため、間伐材の安定的な供給体制を確立するため、「屋久島地杉販売プロジェクト」の推進や林業関係者による各種定例会の開催により、関係機関と連携した取り組みを推進する。

さらには、国の輸送支援事業を活用して輸送にかかる費用の低コスト化により林業振興を図る。 また、国との「屋久島地域森林整備推進協定」に基づき、民有林・国有林が連携して間伐等の 森林整備を進める。特に北部団地内においては、木材を効率的に搬出するため、骨格的林道とな る屋久島北部線の整備を推進する。

公共的機能の高い松林については、松くい虫の被害を阻止するため、薬剤の地上散布や樹幹注 入を実施し、その他の松については、被害が拡散・拡大しないようくん蒸処理や焼却処分による 駆除を実施する。

地域の森林整備の中核的担い手である森林組合については、経営改善計画に基づく健全な組合 経営が図られるよう指導・助言を行う。

①林業総務費(1,549 千円)

施設管理経費、各種協議会負担金 他

②林業振興費 (101.808 千円)

松喰虫防除委託(地上散布・伐倒くん蒸) 2,000 千円

森林づくり推進活動委託 900 千円 ※税対応

林地台帳データ更新機能等追加委託 1,534 千円 ※税対応

機械器具リース料 7,608 千円

森林整備地域支援交付金 2,960 千円

森林整備促進事業補助金 3,550 千円 ※税対応

島内産材需要拡大対策事業補助金 2,500 千円 ※税対応

戦略産品輸送支援補助金 58,545 千円

(新) 林業就業者研修補助金

(新) 屋久島地杉苗再興推進事業補助金

屋久島森林組合運営資金貸付金

200 千円 ※税対応 560 千円 ※税対応

7,000 千円

水産業については、温暖化による影響や漁業者の高齢化により、水揚高の大半を占めるトビウ オ漁や瀬物・サバー本釣り漁の全体的な漁獲量は年々減少している。更に海外輸入品の消費増加 により、地元水産物の消費減少等を原因とした魚価の低迷から漁家経営は厳しい状況が続いてい る。

このようなことから、県の「水産業復興基本計画」に基づき、持続的、安定的な漁業資源を確保するため、計画的な漁場の整備、藻場の造成、有用魚介類の種苗放流を行い、適切な管理による資源回復を活用した「つくり育てる漁業」等の推進を図る。

また、国庫補助等を活用し、若手漁業者の技術研修等に取り組み、後継者や新規就業者の育成・確保を図る。また、海上輸送費の支援や流通体制の拡充による鮮魚価格の安定、水産加工品の新商品開発や販売対策に努める。

昨年、トビウオの日本有数の漁獲地である長崎県平戸市と新上五島町、屋久島町と「茅乃舎だし」などあごだしの商品を多く手掛けている久原本家グループの4者において「九州あご文化推進委員会」を発足し、公式WEBサイト(http://kyushuago.jp/)の立ち上げや福岡市天神ビルでの歳末イベントの実施など九州に伝わるあごの食文化を広げていくための情報発信を行った。今年度も4者連携し、更なるPR活動を実施していく。また、屋久島漁協との連携も更に強化し、地元水産物の情報発信や漁業振興大会(お魚祭りや料理教室等)を開催し、地元消費の拡大を図る。

①水産業総務費(462千円)

各種協議会負担金 他

②水産業振興費 (25,712 千円)

種子島周辺漁業対策事業補助金13,981 千円離島漁業再生支援交付金11,128 千円水産業振興対策事業補助金405 千円

③漁港管理費(1,722 千円)

町管理漁港施設維持管理経費、各協議会等負担金

小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化、海外との競争激化、地域経済の低迷等により、売り上げや事業者数の減少等が課題となっている。

このことから、国では「小規模企業振興基本法」及び「小規模支援法」が、県では「中小企業・小規模企業の振興に関するかごしま県民条例」が制定され、各種支援策が講じられている。本町では商工会と連携し、県事業の活用のほか安定かつ長期的な事業運営を展開するために必要な支援事業を継続していく。

また、商工会が地域の総合経済団体として取り組んでいる各種イベント・ボランティア活動についても、地域の活性に寄与する取組みとして引き続き連携していく。

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の雇用機会拡充事業は、創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対する運営支援と町内の雇用機会を拡充する有効な事業として、制度周知と適切な執行管理を行う。

消費者対策については、情報化社会の進展による架空請求など様々な取引をめぐる消費者トラブルの未然防止に向け、第一線の相談窓口を担い、県消費生活センター、弁護士会、警察等と連携しながら取り組む。

①商工総務費 (68,909 千円)

雇用機会拡充事業補助金	27,000 千円
商工会助成金	3,970 千円
商工業振興資金利子補給補助金	2,000 千円
商工業販路拡大助成金	500 千円
イベント運営費補助金	3,500 千円
商工業安定資金貸付金	5,000 千円
屋久杉加工協同組合運営資金貸付金	4,000 千円

②共同店舗施設管理費(1,903 千円)

修繕料(自動ドア補修、引き込み電線取換) 1,000 千円

③特産品展示館管理費(1,310千円)

修繕料(コミュニティプラザやくしま館玄関補修)500千円

【建設課】

建設行政の方針

生活の基盤、産業の基盤となる一体的な交通環境づくりと災害に強いまちづくりを進め、住民の財産と安全を守るための施策の実現に努める。

1. 農地整備事業

農業の基盤である農道・農地の整備・維持補修に努める。

① 農道の維持補修費

•	農道太田平統	泉改良工事	Ē		16,	000千円
•	農道大山山口	口線排水路	6改修工事		20,	000千円
•	維持補修費	(修繕料、	重機借上料、	工事材料費)	1,	450千円

② 県営事業負担金

・県営畑地帯総合整備事業負担金	18,	5 5 2 千円
• 県営中山間地域総合整備事業負担金	8,	000千円
• 県営農地整備事業負担金	13,	782千円
• 県営水利施設整備事業負担金	4,	500千円
• 県営用排水施設整備事業負担金	1,	5 5 0 千円

2. 林道整備事業

林業の基盤である林道の整備・維持補修に努める。

- ① 林道の維持補修費
 - ・林道船行線改良工事・維持補修費(修繕料、重機借上料、工事材料費)8,000千円950千円

3. 漁港整備事業

漁船の安全係留および漁業の基盤整備を充実するため、漁港の機能保全と維持補修 に努める。

① 水産基盤機能保全事業

•	・栗生漁港機能保全工事	(西防波堤基礎補修)	70,	000千円
	• 栗生漁港機能保全工事	(泊地維持浚渫)	30,	000千円

② 漁港の維持補修費

·維持補修費(修繕料、工事材料費)	660千円
• 栗生漁港避難航路浚渫業務委託料	600千円

③ 県営事業負担金

・農産漁村地域整備事業負担金(口永良部漁港) 12,750千円

・県単漁港整備事業負担金(口永良部漁港・一湊漁港) 1,230千円

4. 道路橋りょう整備事業

地域住民の利便性及び安全性を図り、地域経済に寄与する生活基盤の整備と道路 環境の維持・補修・美化に努める。

① 社会資本整備総合交付金事業

· 安房中学校線道路整備工事	10,	000千円
• 大川橋橋梁整備工事	20,	000千円
・荒川トンネル整備工事	50,	000千円

- ・城の川橋橋梁点検補修設計業務委託
- 12,000千円 17,800千円
- ・建物等補償費 (麦生地区バス停歩道整備)

② 町道整備事業

- 野平線道路整備工事 10,000千円
- 10,000千円 • 尾之間中央線支線道路整備工事
- 淀川線道路整備工事 12,000千円
- 集落内道路整備工事 8,000千円

③ 地域振興推進事業

· 口永良部島避難所道路整備工事

6,600千円

④ 道路維持補修費

• 町内危険箇所整備工事

- 8,000千円
- ・維持補修費(修繕料、重機借上料、工事材料費)
- 5,721千円

⑤ 県営道路事業負担金

· 地方特定道路整備事業負担金

(白谷雲水峡線・屋久島公園安房線)

9,000千円

5. 河川整備事業

河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努め、住民の生命財産を守り、安全安心な生 活環境を確保するとともに、自然環境に配慮した河川整備に努める。

- ① 河川整備事業
 - 尾之間温泉川整備工事

12,000千円

- ② 河川維持補修費
 - ·維持補修費(修繕料、重機借上料)

2,175千円

・水門等管理委託料 (永田川・一湊川・栗生川) 1,140千円

6. 港湾整備事業

港湾の機能保全と維持補修に努める。また、海上交通の要である宮之浦港・安房 港の整備を促進し、経済の活性化を図る。

- ① 港湾維持補修費
 - ・維持補修費(修繕料、工事材料費)

1,130千円

- ② 県営事業負担金
 - ・防災安全交付金事業負担金(宮之浦港・安房港) 12,000千円

7. 都市計画事業

快適な都市空間をつくり、住民に安らぎと安心を与える街路の整備・維持に努め る。

- ① 都市計画維持補修費
 - 宮之浦街路灯整備工事

7,000千円

• 清掃委託料 (安房墓地公園)

270千円

- ② 県営事業負担金
 - ・ふれあいとゆとりの道づくり事業負担金(宮之浦地区) 1,600千円

8. 危険家屋解体撤去事業

町内の景観及び住環境の向上並びに安心安全を確保する為、危険家屋の撤去を推 進する。

- ① 危険家屋解体撤去補助事業
 - 危険家屋解体撤去補助金

3,000千円

9. 町営住宅事業

公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の維持・保全と計画的な修繕に努め、 住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で町営住宅を提供し、生活の安定と社会福 祉の増進に寄与する。また、住宅及び敷地内の安全・衛生管理(犬・猫等の飼育禁 止、騒音禁止など)について入居者への周知徹底を図ると伴に、家賃の長期滞納者 に対しては、住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の支払いを求め法的措置を行う。

- ① 町営住宅管理事業
 - ・維持補修費(修繕料、工事費、工事材料費)

12,460千円

・委託料(消防設備点検、貯水槽清掃、シロアリ駆除他) 3,811千円

• 香附子団地機能性向上工事

60,000千円

・尾之間団地屋上防水外壁塗装工事

22,000千円

•深川団地浄化槽設備改修工事

3,000千円

• 旧一湊団地解体工事

12,000千円

・負担金(住宅管理システム改修)

886千円

10. 道路·河川災害復旧事業

異常気象により、町内の公共土木施設に災害が発生した場合、町民の生活の安心 安全を確保するために、迅速な災害復旧に努める。

- ① 災害復旧事業費
 - 道路・河川修繕費(修繕料、重機借上料)

2,075千円

11. 港湾災害復旧事業

平成30年度に発生した災害の復旧工事を行い、港湾施設の機能回復と安全確保 に努める。

- ① 災害復旧事業費
 - · 上屋久永田港災害復旧工事

268,000千円

【 地域住民課 】

平成31年度地域住民課所管における事業計画の概要については以下のとおりである。

I 総務管理費

○各支所及び出張所費

各支所及び出張所については、各課と連携をとりながら総合窓口としての機能充実を図る。 口永良部島出張所においては、各種申請・届出の受付や他課との取次業務など総合窓口とし ての業務を行いながら、活火山「新岳」の状況に十分注意し、各課と連携を図りながら住民 の安全に努める。

各支所、出張所における歳入・歳出は以下のとおりである。

【宮之浦支所費】

歳入については、宮之浦支所設置の公衆電話使用料とコピー複写代を計上している。 37千円

歳出については、地域住民課16名の人件費及び宮之浦支所全体に係る諸経費等を計上している。
・人件費 112,491千円
・諸経費等
3,938千円

【尾之間支所費】

歳入については、尾之間支所設置の公衆電話使用料とコピー複写代を計上している。 13千円

歳出については、尾之間支所全体に係る諸経費等を計上している。 3,975千円

【安房支所費】

歳入については、安房支所設置の公衆電話使用料とコピー複写代を計上している。

5千円

歳出については、安房支所事務に係る諸経費等を計上している。

261千円

【栗生出張所費】

歳入については、コピー複写代を計上している。

4千円

歳出については、栗生出張所事務に係る諸経費等を計上している。

136千円

【永田出張所費】

歳入については、コピー複写代及び、臨時職員の毎月の社会保険料・雇用保険料本人負担 分を計上している。 235千円

歳出については、永田出張所事務に係る臨時職員賃金及び諸経費を計上している。

2, 190千円

【口永良部出張所】

歳出については、口永良部出張所事務に係る諸経費を計上している。

1,110千円

【議会事務局】

議会事務局は、地方自治法第138条第2項により設置され、本町における行財政全般に係る意思決定機関である議会の権能が十分に発揮できるよう、各種法令及び会議原則を遵守した議会運営に関する事務、議員共済事務等の議会に関する全ての事務を総務課及び県町村議長会との連携を図り運営する。

平成31年度の事業計画は、例年どおり、定例会及び臨時会の開会、常任委員会及び特別委員会の運営等の他、郡議長会研修、議員大会等への参加を予定している。

また、より住民要望を反映する議会機能の活性化に向け、議会報告会や全員協議会の開催、町民及び各種団体との意見交換の実施、議会だよりの発行等充実を図る。

1 議会等の開催について

(1) 定例会の開催

屋久島町議会の定例会の回数を定める条例及び屋久島町議会の定例会の期月を定める規則により、3月、6月、9月及び12月の計4回の定例会を開催する。

議会事務局においては、主に、議事日程作成等運営に係る事務、一般質問の集約、請願・陳 情整理表の作成、委員会審査にかかる諸事務処理を行う。

平成31年度は、新庁舎の完成により議会棟で年4回の開催を予定している。

(2) 臨時会の開催

臨時会は、必要があるとき、特定の事件に限り、その事件を審議するために招集される議会である。

(3) 議会運営委員会の開催

議会の円滑かつ効率的な運営のための諮問機関であり、定例会においては開会5日前に、臨時会においては開会前までに議会運営委員会を開催する。なお、定数は7名となっている。

(4) 常任委員会について

本議会は委員会主義を採用しており、その部門に属する事務の調査及び議案、陳情請願等の審査をおこなうため、総務文教常任委員会(定数8名)、と産業厚生常任委員会(定数8名)のいずれかの委員会に議員が所属している。

(5) 特別委員会について

平成 30 年度の各会計歳入歳出決算にかかる認定審査を行う決算審査特別委員会(定数 8 名) を第 3 回定例会で設置する予定である。

(6) 広報委員会について

議会広報委員会は、議会の公開原則及び議員活動を周知するために、議員互助により設置された委員会(定数4名)であり、定例会ごとに屋久島町議会だよりを年4回発行している。

なお、委員会運営に要する費用等は議員の会費により賄われているが、議会だよりの印刷製本については、ページの単価による競争見積りによる随意契約を行い支出する。

また、広報委員は県の議長会主催の広報研修会に参加し、製作等に関する技術を学ぶ。

(7) 全員協議会の開催

全員協議会では、円滑な議会運営のための意見調整のほか、議会に事件提案される前に議会の意向を町政に反映させるための協議、また、事務事業等の進捗状況等の情報共有を図るために開催する。費用については、他の会議と併せて開催し、支出の節減を図る。

(8) 議会活動に関する費用

議員報酬については、毎月22日を基準に支給する。なお、議員共済組合負担金については、 負担率が前年度と比較し1.3%減少したことから、574千円の減額となっている。

2 鹿児島県町村議長会について

鹿児島県町村議長会は、県下 24 町村議会で組織し、事務局を自治会館内に置き、議員を対象にした研修会の企画、議会事務処理の適正化を確保するための調査研究、町村の懸案事項解決に向けた政務事務、町村議会議員共済・県市町村総合事務組合業務のうち市町村非常勤職員公務災害補償・新団体補償制度の事務を行っている。本町事務局では、本会の会員として議会活動の活性化のための研修会等への参加、各種調査の対応、議員の福祉の充実のために連携を図る。

なお、共済事務については、全国的な市町村合併の進展に伴い、町村数及び議員数が激減し、 事務が全国会へ一元化されている。

3 熊毛郡町議会議長会について

熊毛郡町議会は熊毛郡内3町議会の連絡協調を図り、議会の円滑な運営と各町の振興発展に 寄与することを目的に活動する。

4 種子島屋久島議会議員大会

1市3町が抱える当面の諸課題等の共有と、その対応を審議するために開催している。また、 大会で採択された事項については、県の関係機関や県議会に対しての要望活動を実施する。

平成30年度は台風接近により中止となったため、平成31年度も引き続き屋久島町で第8回 大会が開催予定である。

5 会議録の調製について

会議録は、定例会及び臨時会における本会議の録音テープの反訳及び80部の印刷製本を委託する。契約相手については、1時間あたりの単価による競争見積もりにより決定する。

定例会における委員会記録については、各所管課の職員に要点記録作成を依頼し、各常任委員長の確認の上、事務局において保管する。

6 議長及び議会選出議員の公務費用

上記のほか、県政説明会、熊毛地区消防組合議会、植樹祭などへ必要に応じて出席する。

【 選挙管理委員会事務局 】

選挙の適切な管理執行を基本とし、平成31年度においては、以下の事業を計画している。

1 選挙管理委員会

以下の業務に係る執行経費として、10,631千円を予算計上している。

(1) 定例委員会の開催(毎月1回)

委員報酬 委員長 月額 44,600 円

委 員(3名) 月額31,600円

- (2) 臨時委員会の開催 (選挙時等必要に応じて開催)
- (3) 選挙人名簿の定時登録事務 年4回(6月・9月・12月・3月)
- (4)選挙人名簿の選挙時登録事務(選挙時のみ)
- (5) 検察審査員候補者の選定事務 毎年1回(9月)
- (6) 裁判員候補者の選定事務 毎年1回(9月)
- (7) 鹿児島県選挙管理委員会連合会総会・研修会、選管連熊毛支会総会(5月), 熊毛支会 開催の明推協委員・職員研修会(2月開催予定: 南種子町)への参加
- (8) その他報告関係事務等

2 選挙啓発

以下の業務に係る執行経費として、619千円を予算計上している。

- (1) 町明るい選挙推進協議会総会の開催(5月開催予定)
- (2) 県明るい選挙推進協議会熊毛支会総会への参加(5月末予定:鹿児島市)
- (3) 明推協熊毛支会開催の指導者研修会への参加(11月開催予定:西之表市)
- (4) 選挙啓発活動

常時啓発活動として、屋久島高校(3年生は18歳新有権者)を対象とした出前授業の実施(5月予定)を始め、中学校生徒会役員選挙(10月予定)に投票記載台と投票箱を貸し出し、併せて屋久島町明るい選挙推進協議会委員が立会指導を行うなど、若年層への選挙啓発を実施

選挙時啓発活動として、啓発ビラ配りの実施(選挙ごと)

- (5)選挙啓発冊子「しろばら」の全戸配布(1月予定)
- 3 県議会議員選挙

執行経費として、7,725 千円 (平成 30 年度分は 2,500 千円) を予算計上している。 任期満了により 4月7日に選挙執行予定

4 参議院議員通常選挙

執行経費として、9,828 千円を予算計上している。 任期満了により7月に選挙執行予定

5 町長選挙

執行経費として、8,348 千円を予算計上している。 任期満了により 10 月 27 日に選挙執行予定

【 監査委員事務局 】

監査委員の業務については、町の財政に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行について、各法令の規定に基づき監査・検査・審査を行い、その結果、必要があるときは意見を添えて報告及び公表することになっている。

監査委員事務局は、監査委員の業務が、円滑かつ適正に行われるよう、情報の提供、資料の収集、助言等、補助・補佐する機関として設置されているところである。

本町における財政状況は、更に厳しい状況に推移していくことが予測される状況であり、 その状況の健全化を図るためには、歳入面にあっては、確実な自主財源の確保、歳出面にあっては、徹底した無駄の排除、経費の削減に努めるべきであり、このことは職員各位が認識し、不断の努力が必要であると、これまでの監査等の都度報告してきたところである。

したがって、その取組を促す監査効果を発揮するため、各種テーマの随時監査で補完を予定し、本町の財務に関する事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則って行われているかどうかに特に意を用い、監査等を行うことに必要な業務経費及び事務局の運営経費を予算計上している。

なお、それぞれの監査等においては、過去に実施した同様の監査等において指摘した点や、 意見を付した件についての改善・検討状況等のフォローアップを併せて行うことで、監査委 員による監査等が一過性のものに終わることなく、町の財政及び事務事業の健全化に資する よう努めていく。

○ 監査委員について

監査委員は屋久島町監査委員条例第2条の規定により2名が選出されている。識見を有する者から選任される委員は、平成23年12月26日に選任され、平成27年12月26日から引続き2期目の任期に入っている。議会議員から選任される監査委員は、平成29年11月7日に選任されている。

報酬については、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額報酬を支給する。

識見監查委員 平成27年12月26日~平成31年12月25日 議選監查委員 平成29年11月7日~平成33年9月30日

○ 例月出納検査について

地方自治法第235条の2第1項及び屋久島町監査委員条例第8条の規定により、検査基準日を前月末とする例月出納検査を原則毎月10日に実施する。

検査の方法としては、通帳・証書残高(現金残高)と会計処理済台帳並びに監査委員が

指定する検査調書との照合を行う。併せて財務に関する事務の適法性・効率性の検証を行うため伝票(歳出伝票、流用伝票、調定伝票等)の審査を実施する。

○ 定期監査について

地方自治法第199条第4項及び屋久島町監査委員条例第4条に規定する定期監査として、 平成31年9月末を基準とする平成31年度一般会計及び特別会計の執行状況を始めとする財 務に関する事務の執行及び経営に係る事務管理の監査を実施する。

○ 決算審査について

地方自治法第233条第2項及び屋久島町監査委員条例第9条の規定による平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査、同法22条第1項による公営企業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。

○ その他監査の実施について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査として、貯蔵品監査、工事執行監査を 引続き実施するほか、監査委員が随時必要と認める監査(財政援助団体監査、行政監査を 含む)を実施する予定としている。

○ 鹿児島県町村監査委員協議会会員としての活動

鹿児島県町村監査委員協議会は、県内の監査委員が会員となり構成されているが、県内外での監査業務に係る情報提供はもとより、本町の監査業務に関する相談窓口ともなっている。当協議会が実施する調査の協力及び総会・研修会に参加する。

- (1) 平成30年度監査活動に関する調査
- (2)監査委員・補助職員研修会の参加 平成31年7月開催予定
- (3)定期総会及び監査委員・補助職員研修会の参加 平成32年2月開催予定

○ 熊毛郡監査委員協議会会員としての活動

熊毛郡監査委員協議会は、熊毛郡内の監査委員で組織されているが、熊毛管内の情勢に 則した監査等実務の情報交換を行う組織となっている。

なお、本協議会の事務局については熊毛3町が2年ごとに受け持つことになっている。

(1)定期総会

平成31年7月開催予定(県研修会に併せて開催)

(2)研修会

平成32年2月開催予定(県定期総会に併せて開催)

○ 全国町村監査委員研修会及び永年勤続表彰式

毎年10月ごろに開催される本会については、全国の町村監査委員及び補助職員が一堂に 集い、監査委員制度に精通した専門員から監査委員を取り巻く現状、監査委員制度の機能 充実、監査委員体制の強化等について、講演がなされ、これらを参考に各町村監査委員の 業務に反映しているところである。

これに併せて、永年、監査業務に携わってきた監査委員、補助職員の表彰がされており、 平成31年度は識見監査委員が該当することから参加する予定としている。

【農業委員会事務局】

新体制に移行し、中間年を向かえる本年度は、これまでの活動を再検証し、更なる農地利用最適化の取組活動を強化していく。

農業委員会の業務は、農地の利用の最適化に関する必須業務の適正な実施をは じめ、本来農業者の代弁者としての活動である「地域農業の課題」抽出や「農業 者の声」をくみ上げるなど、町農業施策に反映させる取組みが求められている。

このことから、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の総力をあげてその実効性の確保に努めるものとし、以下の項目について重点的に取り組んでいく。

1. 農地等の利用の最適化の推進活動の展開

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進を図るため、以下の「現場活動」を展開する。

- ●鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検
 - ~農業委員・推進委員「1・5・一絵」活動の展開~に基づく農家へのアンケート調査の実施。戸別訪問や調査などによる農地の出し手や受け手への意向確認を踏まえた担い手に対する農地のあっせんを進める。
- ●人・農地プランなど、集落における農業者の話し合いの場づくり
- ●農地の出し手に対する「農地中間管理事業」の活用促進
- ●遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施
- ●農地のあっせんや農地所有者等との調整活動を通じて、既存の担い手だけではな く、新規就農者や企業等の参入支援を図っていく

2. 情報提供・広報活動の強化

農業委員会活動や業務を広く周知するとともに、地域における課題や農政に関する町民からの提案及び農業者の意向把握などの情報活動の推進に努める。

- (1) 町の広報誌やホームページを活用しての農業委員会活動の情報提供
- (2) 全国農業新聞の普及拡大

3. 農政・研修活動の実施

地域の農業の発展及び行動する農業委員会づくりのため、農政活動及び研修活動の充実に努める。

- (1)関係機関及び団体との連携強化 農作業労働賃金等に関する調査
- ① 農業委員会費(25,365 千円) 農業委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬、人件費他
- ② 機構集積支援事業(777 千円) 賃金他

【 教育委員会 教育振興課 】

<基本方針>

本町教育振興計画の基本目標である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」をめざすため「屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開するとともに、屋久島の「自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進」に努めます。

そのためには、教育行政の責任執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が地域 住民の意思を反映し、その期待に応え、自らの責任を十分に果たせられるよう自己研鑽に努めます。 学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健やかな身体をバランスよく育てるとともに「自 分のふるさとを大切にし、ふるさとで生きる子供」「知識だけではなく、知恵を身に付けた子供」 「人権感覚と自尊感情を持った子供」「危機管理ができる子供」「人生設計ができる子供」を育て ます。

特に、新学習指導要領の全面実施(小学校:2020年度、中学校:2021年度)に向け、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進め、子供たちに「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力」を育むとともに、中学校でも「特別の教科 道徳」を先行実施し、道徳教育の充実を図ります。また、世界自然遺産の島ならではの「屋久島型ESD(持続発展教育)」を継続・発展させます。それらのために、各種研修会を実施して教職員の資質向上を図り、「子供の姿に結果を出す」教職員を育成します。さらに、子供たちが安心・安全に学べるように、いじめ防止対策、不登校対策を強化します。

学校給食においては、心身ともに成長発達段階にある子供たちにとって、栄養バランスのとれた 給食を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに食に関する正しい理解と望ま しい習慣を養い、健全な食生活を営むことができる判断力を身につけさせるよう努めます。また、 安心・安全な食の提供を実施するために最大の注意を払い、心豊かな学校生活と食育の推進を図り ます。

社会教育においては、町民が自己の人格を磨き、健康で豊かに生活するための地域社会づくりをめざし、指導者の育成や確保、社会教育施設の維持など、生涯学習基盤づくりに努めるとともに、青少年団体の活動、成人団体や文化団体の活動、公民館活動等の充実を図り、健康づくりや生涯スポーツの観点から、各種スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

また、民俗芸能の保存や文化団体の育成に努めるとともに、郷土に残る貴重な文化財の調査や適切な管理を行い、その活用を図ります。

2020年開催の「かごしま国体」は、本町一湊海水浴場で実施するOWS競技の成功に向け、体制の充実と関係機関との連携を図り準備を進めます。

平成31年度は、第2期教育振興計画(平成27年度~平成31年度)の最終年度となり、これまでの 取組や課題を踏まえて10年後を見据えた教育の姿として、第3期教育振興計画(2020年度~2024年 度)を策定します。

以下、主な事業計画は次のとおりです。

1 教育委員会費 (予算額 1,953千円)

定例教育委員会において、本町教育の・基本計画・施策、関係機関施設の管理運営等についての議決はもとより、当面する教育課題等についての論議、情報提供及び意見交換並びに学校訪問や行事参観等を通して本町教育行政の推進に資するとともに、「屋久島町教育大綱」に沿った、町長部局との連携を図る。さらに、平成30年度から学校経営説明会及び報告会を開催し、校長から直接学校経営状況について説明を受け、学校の経営状況を把握する。

また、地域住民の意思を反映し、その期待に応えるための自らの責任を十分果たせるよう、教育委員としての資質の向上を図るため研修会等へ積極的に参加する。

2 事務局費 (予算額 124,673千円)

(1) 教育支援委員会

特別な支援が必要な幼児及び児童生徒に関し、適正な就学判断と継続支援を行うため、教育 支援委員会を開催する。(年3回)

·事業費 138千円

(2) 人材派遣事業

本町在住の中学生・高校生を海外に派遣し、外国の歴史や文化、生活に直接触れさせることで国際的視野の拡大を図るとともに、本町の国際化促進に寄与できる心豊かでたくましい人間の育成を図る。

• 事業費 2,500千円

・派遣期間 7~8月 約3週間

・派遣先 ニュージーランド (ダーガビル)

・派遣人員(予定) 中学生・高校生 5名

(3) 学校司書業務担当者の配置

学校図書等の整備、また、児童生徒への読書啓発活動のため、学校司書業務の担当者4名を配置する。

· 事業費 9,212千円

(4) 地域ぐるみ学校安全体制推進事業(スクールガード・リーダー配置事業)

防犯の専門家を、スクールガード・リーダーとして2名を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行う。また、スクールガード(安全ボランティア)との連携や指導等を通して、その取組を支援する。

(北部地区1名・南部地区1名配置)

· 事業費 512千円

(5) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣

学校における児童生徒の心のケア、教職員・保護者の相談等に対応するため、専門的な立場からの指導・助言を行う。また、問題行動等に対応する校内支援体制の構築や支援の在り方のアドバイス、関係機関との連携等を行う。

· 事業費 769千円

(6) 養護教諭の配置

金岳小・中学校の学級減により、養護教諭が配置されない場合に備え、町費で養護教諭を採用・配置し、児童生徒の健康・安全面の管理・保健指導等を行う。

• 事業費 4.273千円

(7) いじめ問題防止対策

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携、いじめ防止の実効的対策、重大事態発生時における対処を図る。

· 事業費 197千円

3 教育振興事業 (予算額 128,776千円)

(1) 外国青年招致事業(英語助手)

プログラムコーディネーターとして外国青年等2名を雇用し、国際性豊かな児童生徒の育成のための国際理解、異文化理解学習の推進に努めるとともに、小学校及び中学校における外国語授業会話の補助、教員に対する現職研修への協力等を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。

· 事業費 6,805千円

(2) 特別支援教育支援事業

学校教育法等改正に伴い、小・中学校において教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、日常生活の介助及び学習活動上のサポート等適切な教育を行うため、支援員を配置する。発達障害の疑いのある児童生徒、広汎性発達障害、知的障害、自閉症、情緒障害、LD、AD、HD等の疑いのある児童生徒を支援するために、12校合計19名(内1名は屋久島高等学校)を配置する。

• 事業費 23,280千円

・配置校 宮浦小学校・安房小学校・神山小学校・八幡小学校 栗牛小学校・永田小学校・小瀬田小学校・一湊小学校

中央中学校・安房中学校・岳南中学校・屋久島高等学校

(3) 教職員健康診断・教職員ストレスチェック診断・児童生徒耳鼻咽喉科検診事業 学校保健法に基づき、学校教育の円滑な実施に資するため、教職員の健康診断及び児童生徒 の検診を実施し、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、健康管理と保健指導に努める。

• 事業費 2.059千円

(4) スクールバス委託事業及び高校通学バス委託事業

遠距離通学をしている児童生徒及び高校生の交通の安全確保を図るため、委託事業を継続して行う。また、屋久島町スクールバス運営等検討委員会において、町内学校間で通学補助制度の相違があることから、補助制度のあり方を検討し、実情に即した通学の基準、内容を再構築していく。

• 事業費 78.340千円

・岳南中学校通学バス委託
 ・北部小・中学校通学バス委託料
 ・屋久島高校通学バス委託料
 ・スクールバス運営等検討委員会
 14,062千円
 30,024千円
 128千円

(5) 自然体験学習事業

郷土教育の視点から、児童生徒が郷土の自然に対する体験的な学習を通して、郷土についての理解を深め郷土愛と自然を守る豊かな心を育むことを目的に、教育環境の整備や実践活動の推進を図る。

• 事業費 840千円

(6) 山海留学実施事業

地元児童と留学児童の相互作用により教育効果の向上と振興を期し、あわせて校区の活性化と発展を図るため、永田小学校(かめんこ留学)、栗生小学校(まんてん留学)、八幡小学校(じょうもん留学)、一湊小学校(黒潮留学)、金岳小中学校(南海ひょうたん島留学)において山海留学制度を実施する。また、実行委員会において作成した実施マニュアルにより、連絡体制、サポート体制を充実させ、より良い留学制度となるよう検討を重ねる。

· 事業費 18,982千円

・かめんこ留学助成金480千円・まんてん留学助成金480千円・南海ひょうたん島留学委託料2,520千円・じょうもん留学助成金1,560千円・屋久島黒潮留学助成金1,680千円・他山海留学事業費2,262千円

(7) 特別支援学校在籍児童生徒教育扶助事業

本町の児童生徒が島外の特別支援学校等に在籍したとき、定期的訪問に必要な旅費の一部を扶助することにより、対象世帯の負担軽減を図る。

・事業費 1,140千円

(8) ESD (持続発展教育) 推進事業

世界自然遺産や伝統文化等を素材とした学習を通して、体験活動と地域の人とのつながりから「学び、考え、行動する力」と「自尊感情」を高めることを目的として、屋久島らしい特色ある教育を推進する。

· 事業費 110千円

(9) 離島高校生修学支援金交付事業

へき地教育振興法等に基づき、離島高校生修学支援費が設けられたことに伴い、高校が設置 されていない口永良部島の中学生の高校進学に対する保護者の負担軽減を図る。

・事業費 2,406千円

(10)教育支援センター事業

不登校の状態にある児童及び生徒を対象として、自立を促し集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を支援する。

·事業費 1,614千円

4 教職員住宅事業費 (予算額 6,014千円)

小・中学校に勤務する教職員が安心して職務に専念できるように、教職員住宅の住居環境の整備を図る。また、耐用年数が過ぎ老朽化した春牧地区の教職員住宅一棟を解体する。

• 事業費 5,220千円

・修繕料・解体工事3,720千円1,500千円

5 小学校学校管理費 (学校配分)

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各小学校へ管理費を配分する。

・予算額 34,160千円

6 小学校学校管理費(事務局費)(予算額 123,958千円)

(1) 就学時健康診断事業

学校保健法に基づき、就学前の健康診断を通して、健康で安心して就学のための手立てと必要な助言・指導の機会とする。

• 事業費 379千円

(2) 児童各健康診断事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師を委嘱し、児童の健康診断を実施することにより、心身の健全な発達や健康の保持増進に努めるとともに、学校教育の充実を図る。

事業費 2,254千円

· 学校医 · 歯科医 · 薬剤師報酬

1,751千円

• 児童各検査委託料

403千円

(3) 小学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学べるための施設整備を図るとともに、教育現場の安全性の確保に努める。また、30年度からの繰越事業である空調整備及び教育備品等の購入により教育施設の拡充と環境整備を図る。

• 事業費 85,942千円

・施設修繕費	5,750千円
・学校教材・管理備品購入費	7,490千円
• 音楽楽器購入費	1,000千円
• 永田小学校旧講堂解体工事設計業務委託	1,600千円
・神山小学校屋体屋根防水工事	13,100千円
・八幡小学校屋体防災機能強化工事	40,002千円
・安房小学校大プール防水塗装工事	8,000千円
・宮浦小学校大プール防水塗装工事	7,000千円
・永田小学校ブロック擁壁改修工事	2,000千円

7 小学校教育振興費 (学校配分)

特別支援学級を設置している学校への支援を通し、支援の必要な児童一人一人のニーズに応じてきめ細やかな特別支援教育を推進する。

• 事業費 3.394千円

8 小学校教育振興費(事務局費)(予算額 41,356千円)

- (1) 小学校教科書改訂により平成32年度用教師用指導書を購入する。
 - 事業費 15,500千円
- (2) 遠距離通学をしている児童の安全確保を図るため、定期券の交付を行う。
 - · 事業費 1,650千円
- (3) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に就学する児童及び要保護準要保護児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、 義務教育の円滑な実施に資する。

• 事業費 9,794千円

• 学用品費等	2,013千円
• 医療費	200千円
• 学校給食費	5,371千円
• 特別支援教育	533千円
• 校外活動費	53千円
 平成32年度新入学予定者学用品 	1,624千円

(4) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や異文化に触れることで、広く豊かな心の醸成を育み、集団生活の楽しさや学校における教育活動をさらに充実させるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。

- ・事業費 2,254千円
- (5) パソコン機器の整備事業

小学校の情報教育のための児童用パソコン機器のリース

・事業費 10,024千円

9 中学校学校管理費 (学校配分)

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各中学校へ管理費を配分する。

• 予算額 16,814千円

10 中学校学校管理費(事務局費)(予算額 34,490千円)

(1) 生徒各健康検診事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師を委嘱し、生徒の健康診断を実施することにより、心身の健全な発達や健康の保持増進に努めるとともに、学校教育の充実を図る。

・事業費 1,157千円

・学校医・歯科医・薬剤師報酬・生徒各検査委託料847千円310千円

(2) 中学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い生徒が安心して学べるための施設整備を図るとともに、施設・空調整備等の整備を図り、教育現場の安全性の確保に努める。また、教育備品等の購入により教育施設の拡充と環境整備を図る。

・事業費 23,382千円

・修繕費等・学校教材・管理備品購入費・音楽楽器購入費・金岳中校舎特別教室改修工事2,200千円4,182千円12,000千円5.000千円

11 中学校教育振興費 (学校配分)

特別支援学級設置校に対し支援することで、生徒一人一人が自己の存在感を認識するとともに、相互の存在価値を認め合う、心身共にたくましい生徒の育成に努める。

・事業費 1,523千円

特別支援学級設置校 (中央中学校・岳南中学校・安房中学校)

12 中学校教育振興費 (事務局費) (予算額 28,000千円)

(1) 特別の教科道徳の教師用指導書を購入する。

· 事業費 646千円

(2) 遠距離通学をしている生徒の安全確保を図るため、定期券の交付を行う。

· 事業費 564千円

(3) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に就学する生徒及び要保護準要保護生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助することにより義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費 8,175千円

• 学用品費等	2,090千円
• 医療費	200千円
• 学校給食費	3,647千円
• 特別支援教育	471千円
• 校外活動費	70千円
• 体育実技用具費	38千円
• 平成32年度新入学予定者学用品	1,659千円

(4) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常の生活で直接経験できない自然や文化に触れ、広く豊かな経験をして学校における教育活動を充実・発展させるとともに集団生活の楽しさを味わわせる。また、保護者の経済的負担の軽減を図る。

· 事業費 6,834千円

(5) 中学校体育連盟補助及び県体等出場補助事業

中学校体育連盟主催の大会及び県体育大会等に出場する生徒に対し、競技力の向上・体力の向上及び心身の調和的発達を図るため参加補助を行う。

· 事業費 3,280千円

・中学校体育連盟補助 950千円・県体等出場補助 2.330千円

(6) パソコン機器の整備

中学校の情報教育のための生徒用パソコン機器のリース

· 事業費 7,494千円

13 幼稚園費 (予算額 18,805千円)

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図る。また、保育時間を変更し、保護者の就労、子育てを支援する。

·事業費 842千円

・学校歯科医・薬剤師報酬146千円・園児預かり保育指導員賃金540千円・補助教員賃金56千円・備品購入費100千円

14 社会教育総務費 (予算額 58,094千円)

(1) 社会教育諸条件の整備、充実

社会教育諸条件の整備と活用の充実を図る。

- ・事業費 2,413千円
- ・社会教育指導員の配置(報酬 1,740千円、費用弁償 91千円)
- ・社会教育委員会議の開催(報酬 147千円、費用弁償 24千円)
- ・地区社会教育委員研修会への参加

- ・青少年育成町民会議及び青少年問題協議会の開催(報酬 89千円、費用弁償 44千円)
- 社会教育関係職員の研修
- ・町報を活用した「教育委員会だより」の紙面充実
- (2) 人権同和教育の促進

同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修に取組み、差別を許さない気風を構築し、誰もが大事にされる信頼と融和のある住みよい社会つくりをめざす。

- ・事業費 50千円
- ・町人権教育研修会の開催【生涯学習県民大学講座の活用】
- ・人権教育指導者の育成、資質向上とその活用【地域、学校等】
- ・社会教育関係団体等での学習会の充実【家庭教育学級、成人学級等】
- ・学校や関係機関との連携による人権教育の推進【人権の花運動】

15 生涯学習推進費 (予算額 860千円)

生涯学習社会に対応した町民の多様なニーズに応える学習機会を提供するなどし、家庭や地域の教育機能の活性化を図るための諸施策の展開に努め、生涯学習の基盤つくりを進める。

- · 事業費 860千円
- ・生涯学習講座【4講座】の開設(謝金 120千円)
- ・社会教育関係団体指導者研修【女性団体、高齢者団体】への派遣(費用弁償 164千円)
- 生涯学習大会の開催
- ・「ありがとう」の手紙事業の実施
- 生涯学習県民大学講座【人権教育、郷土理解】共催実施

16 社会教育活動費 (予算額 7,057千円)

(1) 学校応援団の充実

家庭・地域・学校・各種団体との連携と協働による社会教育の充実を図り、地域人材の活用による学校教育活動に対する支援や青少年団体活動や地域活動への相互支援に努める。

- · 事業費 160千円
- ・推進体制の整備【学校応援団実行委員会】の開催
- ・学校応援団事業の実施(補助金 53千円)
- ・地域コーディネーター研修会
- ・学校支援人材バンクの整備
- (2) 幼児期の教育支援

各地域にて自主開設される幼児学級への適切な助言、指導と支援を図る。

- ・事業費 2,372千円
- ・幼児学級【永田・口永良部島】の育成と支援(補助金 2,255千円)
- ・幼児学級指導者等研修会の参加促進
- ・児童演劇公演「町子ども劇場」の実施(委託料 700千円、使用料及び賃借料 90千円)
- (3) 幼児期及び小・中学校期の家庭教育の充実

幼児期及び小中学校期の家庭教育については、各学校毎の家庭教育学級開設の支援を図り、 保護者並びに教育関係者への研修会等を企画し、家庭教育力の向上に繋げる。地域ぐるみで家 庭教育を支援する環境づくりを図る。

- · 事業費 1,218千円
- ・家庭教育学級の開設【16学級】 (補助金 400千円)
- ・各家庭における「さわやかあいさつ」運動への取り組み推進
- (4) 青少年教育の充実

世界自然遺産の島「屋久島」を認識し、郷土に誇りと感動を覚えながら、自立自興の気概に富む青少年育成に努める。また、社会教育関係団体が行う活動の助言や支援を図り、積極的な研修会や各種事業等への参加を促進する。

·事業費 1,807千円

- 屋久島町成人式の開催
- ・ジュニアリーダーの研修派遣促進
- ・青少年健全育成ポスター、標語コンクールの開催
- ・屋久島ジュニア検定の実施
- ・町子ども会育成連絡協議会の育成、菊陽町交流支援(補助金 1,080千円)
- ・高校生クラブ「ぽんだま」の育成、支援(補助金 100千円)
- ・青年団体指導者研修会への参加促進
- ・町青年団連絡協議会への助言
- 「さわやかあいさつ」運動の推進【青少年健全育成ポスター・標語コンクールと連携】
- (5) 成人教育の充実

成人学級や成人団体への適切な助言、指導と支援を図る。

- 事業費 1,130千円
- ・町女性団体への支援(補助金 750千円)
- ・町PTA連絡協議会の支援(補助金 290千円)
- ・町校外生活指導連絡協議会への支援(補助金 90千円)
- ・「さわやかあいさつ」運動推進への参画、活動実践の促進

17 公民館費 (予算額 23,340千円)

(1) 公民館活動の充実

地域住民の学習への取組や地域の問題解決に向けた公民館活動を積極的に支援する。

- · 事業費 537千円
- ・町公民館長連絡協議会への支援(補助金 260千円)
- 自治公民館経営研修会、公民館長等研修会への参加促進
- ・地域ぐるみの「さわやかあいさつ」運動の推進
- ・ 地区公民館活動の支援
- ・地区公民館等講座の開設【8学級】 (謝金 240千円)
- ・地域と学校との連携促進
- (2) 地区公民館等の維持、管理

生涯学習や地域交流の拠点となる地区公民館等の維持、管理と整備に努める。

- · 事業費 21,716千円
- ・地区公民館等施設の修繕と工事(修繕料 1,300千円、工事費 4,500千円)
- ・空調機更新と消防設備点検等(備品購入費 2,760千円、委託料 1,023千円)
- ・施設の管理運営(委託料 11,657千円)
- · AED機器更新【2地区】(備品購入費 476千円)

18 図書館費 (予算額 7,307千円)

生涯学習の拠点施設として、図書室の整備や蔵書の充実と利用者の拡大を図るとともに、巡回図書車「しゃくなげ号」を効率的に運行し、広く町民の読書週間の形成に努める。また、読み聞かせグループ等を積極的に支援し、子どもの読書活動の推進を図る。

- ・事業費 7,307千円
- ・図書室職員の研修と図書室間の連携(賃金 4名、4,195千円)
- ・図書室蔵書の充実(図書購入費 900千円)
- ・ブックスタート事業の実施【健康増進課との連携】 (絵本購入費 130千円)
- ・巡回図書、巡回文庫の実施(賃金 1名、1,014千円)
- ・親子読書会、「子ども読書の日大会」の実施
- ・読書グループや学校司書との連携
- ・読書活動ボランティアの登録・活用
- ・「子どもといっしょに読書の日」や「読書週間」の啓発と「1日20分読書」運動の推進
- ・出張おはなし会の実施

19 総合センター管理費 (予算額 24,586千円)

各種会合や地域間交流の拠点となる総合センター施設、離島開発総合センター施設の維持管理 に努め、展示や舞台発表など各種発表の場としての活用を図る。

また、総合センターにおいては、休日及び夜間の貸館業務、警備見回り、関係施設の鍵の引き継ぎ並びに緊急時や電話での対応を、引き続き警備業務委託により実施する。

· 事業費 24,586千円

- ・総合センター管理費(事業費 5,717千円)
- ・総合センター守衛業務【2名交互勤務】(委託料 3,261千円)
- ・総合センター空調機外配管ダクト改修工事(工事費 6,000千円)
- ・離島開発総合センター管理費(事業費 9,608千円)

20 保健体育総務費 (予算額 16,736千円)

(1) 推進体制の充実

スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者や体育協会を主としたスポーツ団体の育成に努める。

事業費 1,144千円

- ・スポーツ推進委員会議の開催【12人年5回】と推進員活動促進(報酬 530千円)
- ・スポーツ推進委員研修への参加
- 社会体育関係職員の研修
- (2) コミュニティスポーツの振興

町民の運動能力の向上を図り、健康・体力つくりはもとより、地域の活性化や生きがいづくりをめざしたコミュニティスポーツの振興に努める。

・事業費 2,881千円

- ・総合型地域スポーツクラブの育成・支援(補助金 2,881千円)
- (3) 団体スポーツ等活動場所の提供

年間または学期間において定期的に利用を希望する団体について、学校教育に支障のない範囲で学校体育館等施設を開放し、町民の利用に資する。

・事業費 1,383千円

- ・学校体育館夜間開放事業の実施【32団体10校】(謝金 1,383千円)
- ・ニュースポーツの普及、備品貸出し
- (4) 団体の育成充実

中核団体への適切な助言、指導と支援を図る。

· 事業費 7,681千円

- ・町体育協会の運営補助(補助金 7,000千円)
- ・熊毛地区体育協会活動支援(負担金 349千円)
- ・町スポーツ少年団の育成と支援(補助金 332千円)
- (5) 各種大会の開催と支援

各種スポーツイベントの開催により、町民の親睦・融和・健康増進を図り、日常のスポーツ 活動を充実させる。

・事業費 1,082千円

- 町民体育祭の開催
- ・町駅伝競走大会の開催
- ・スポーツ少年団大会の支援
- 各種競技大会の支援
- (6) 各種大会への参加

町民の意識高揚とチーム力、競技力向上を図るため、各種大会への積極的な参加を進める。

· 事業費 2,565千円

- ・県民体育大会熊毛地区大会への出場及び運営(船舶等負担金 1,045千円)
- ・県民体育大会への出場支援

- 各種競技の県大会出場支援
- ・熊毛地区市町対抗駅伝競走大会への出場及び運営(地区駅伝負担金 996千円)
- ・県下一周駅伝競走大会及び地区対抗女子駅伝競走大会の選手強化と出場補助

21 学校給食費 (予算額 149,947千円)

(1) 給食実施体制について

各調理場においては、栄養教諭の指導のもと、調理員は毎日行うミーティングで作業手順等の共通理解と連携を図りながら安心・安全な給食づくりに努めます。

また、調理場において調理員や配送員が不足する事態が生じるときは、人員の確保や調理場間での応援調整を行い業務に支障が生じないよう体制を整えます。

・給食調理業務 **事業費 27,073千円** 学校給食センター 7人、東部・西部地区調理場 4人

金岳小中共同調理場 2人、臨時・代替要員等 5人

・給食配送等業務(センター2人、東部1人、西部1人)事業費 10,840千円

· 調理業務委託

上屋久公共施設管理公社(給食センター) 1 人 **事業費 2,635千円** 屋久公共施設等振興管理公社(東部・西部調理場) 5 人 **事業費 18,851千円**

(2) 学校給食運営委員会等の開催について

学校給食の円滑な運営を推進し給食の資質向上を図るため、調理場ごとに学校給食運営委員会を開催し、給食の実施計画や給食費会計等の審議を行います。

また、各学校の給食担当者を交えた給食担当者会や、栄養教諭による給食業務合同打合せ会を開催し、意見交換をしながらより効果的な給食の提供に努めます。

· 事業費 168千円

- ・学校給食運営委員会 (調理場ごとに開催) 年1回
- ・学校給食担当者会 (学期ごとに開催)年3回
- ・給食業務合同打合せ会 (学期ごとに開催)年3回
- (3) 献立及び調理について

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども達の食生活の乱れや肥満増加、過度の痩身などの問題が指摘されるなか、不足しがちな栄養素の摂取を補助し、栄養バランスのとれた望ましい食習慣を支援するとともに献立表、食育だより等を発行し家庭や地域へ向け、食に関する情報を発信します。

また、調理従事者の衛生管理を徹底し、食材と作業手順の確認を十分に行うとともに、食物アレルギーに対応するため、対象者への除去食等の調理手順等についても再確認し、安心・安全な給食の提供に努めます。

製パン工場での共同パン加工については、給食センターはもとより東部及び西部地区調理場の献立に合わせたパンの提供に努めます。

【学校給食事業の維持費等】

・給食センター事業費11,443千円・東部調理場事業費5,069千円・西部調理場事業費4,070千円・金品調理場事業費1,073千円

(4) 衛生管理について

近年の食中毒は、ウイルス性のものが多く季節を選ばず発生する状況にあるため、学校給食 衛生管理基準を遵守し調理作業等を徹底するとともに、各種研修会等にも積極的に参加し調理 従事者の資質向上に努めます。

また、年間を通して調理場内の細菌検査や害虫等の駆除を行うとともに、調理従事者の健康診断等を行い、食中毒の発生防止と健康管理に努めます。

・給食センター関係衛生研修会等事業費249千円・便細菌検査(検便)毎月2回実施事業費700千円

· 調理従事者健康診断(年1回)

• 衛生保守管理業務委託

事業費 231千円 事業費 1,684千円

・細菌検査(年11回)及び定期防除(年3回)

(5) 給食費補助金について

児童生徒の健全育成と子育て支援を推進するため、小学生と中学生を対象に、給食の食材費 に対して補助を行い、保護者の給食費の負担軽減に努めます。

• 給食費補助金

事業費 11,506千円

補助単価 小学生 一人あたり 月額 950円

中学生 一人あたり 月額 1,000円

給食費月額 (小学生 4,100円・中学生 4,900円) 保護者負担額 (小学生 3,150円・中学生 3,900円)

(6) 児童生徒の食に関する指導の推進

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、食を通じて食文 化や地域を理解することができる生きた教材として活用されるよう各種の資料提供に努めます。 また、栄養教諭による学校訪問指導や給食週間での各学校の活動と連携した取組みを行い、 献立表や給食便り等により保護者へ食に対する啓発に努めます。

(7) 施設・設備等の整備について

給食施設及び設備の経年劣化による修繕や調理機器等の更新を行い、施設内の衛生管理と作業効率の向上を図ります。

·工事請負費 (金岳調理場改修工事 他)

事業費 31,748千円

·備品購入費 (自動手指洗浄機、立体炊飯器 他)

事業費 9,475千円

(8) 地産地消の取り組みについて

新鮮で安全安心な食材として地元産の農林水産物を活用し、地域の生産者や関係機関と連携し、地元でとれた食材を積極的に学校給食に取り入れ、食育の推進を図り地産地消に取り組みます。

22 体育施設費 (予算額 21,823千円)

生涯スポーツを推進するため、安心・安全に利用ができる体育館、グラウンド等身近なスポーツ、レクリエーション施設の維持管理に努める。

- ・事業費 21,823千円
- ・健康の森陸上競技場、宮之浦陸上競技場等の維持管理(賃金 5名、9,000千円)
- 各地区夜間照明施設の管理
- ・卓球台購入費 (備品購入費 295千円)

23 かごしま国体推進費 (予算額 8,189千円)

(1) 推進体制の整備

燃ゆる感動かごしま国体の成功に向け、町民に対し開催の周知に努めながら町民の参加意識の高揚を図り、町民総参加のもと大会を盛り上げていくとともに、町民・関係機関・関係団体・行政との緊密な連携を図りながら町民協働による大会運営に万全を期すよう努める。

- · 事業費 2,232千円
- ・町実行委員会、各専門委員会の開催
- ・先催県【茨城国体】視察及び後催自治体向け説明会への参加
- ・県市町村会議、事業ヒアリングへの対応
- (2) リハーサル大会の実施、本大会準備

2020かごしま国体本体会まで残り18ヶ月となり、短い期間で競技部門の準備も進めなければならない。このため、今年7月には開催1年前のリハーサル大会を実施し、リハーサル大会での課題や反省を活かしたうえで、本大会に臨むこととする。なお、リハーサル大会は、第7回世界遺産「屋久島」オープンウォータースイミング2019の協力を得て、一部の種目を国体リハーサル大会に置き換えて実施する。

- 事業費 5,957千円
- •特設会場競技用物品費等(消耗品費 1,968千円)
- ・リハーサル大会運営経費(実行委員会負担金 3,989千円)

24 文化総務費 (予算額 1,334千円)

芸術文化に対する関心を高めるため、文化協会や文化関係団体の育成に努め、文化祭等の各種文化事業を支援するとともに、地域に根ざした文化活動の拠点づくりを進める。

- 事業費 1,334千円
- ・町文化協会の育成と活動支援(補助金 1,108千円)
- ・町文化協会団体や文化団体自主事業への助言と後援
- ・熊毛地区広域文化祭への参加(負担金 70千円)
- ・文化芸術による子どもの育成事業の活用促進
- ・シドッチ上陸記念祭への支援
- ・民俗芸能保存会、文化団体への補助事業等情報提供

25 文化財保護費 (予算額 7,505千円)

(1) 文化財推進体制の確立

文化財保護法に基づく町内指定文化財等の管理体制を確立し、必要に応じて町文化財保護審議会は町教育委員会事務局及び文化財保有者、管理団体等への指導と助言を行う。

- ·事業費 376千円
- ・町文化財保護審議会【資料館運営委員会】の開催【年2回】
- ・地区文化財保護審議会委員等研修会への参加
- ・県文化財研修講座等への参加
- 文化財行政関係職員の研修
- ・歴史文化等学習活動への職員の派遣
- ・国、県、町文化財の指定等への検討と推進
- (2) 文化財の調査

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の適切な保存のため、必要な調査 事業を行う。

- · 事業費 2,400千円
- 安房城跡確認発掘調查事業
- (3) 文化財の保存・活用

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の活用のため、必要な管理等を行う。

- ・事業費 1,097千円
- 町内指定文化財の管理賃金
- ・屋久島の里の伝統文化記録調査事業(負担金 500千円)
- ・平内民具倉庫収蔵品の管理と保存(賃金 1名、163千円)
- (4) 歴史民俗資料館の充実

歴史民俗資料の整理、記録に努め、郷土教育の拠点施設としての歴史民俗資料館の展示内容の工夫を図り、町民の利用を促進するとともに、文化財愛護思想の高揚と郷土愛の醸成に努める。

- · 事業費 3,632千円
- ・資料館の運営と収蔵資料の適正管理と整理(賃金 2名、2,273千円)
- ・施設の利用促進と展示内容の充実
- ・教育普及活動(資料館活動)の実施(謝金 60千円)

【 簡易水道事業 】

・簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計

I計画の概要

水道は、常に島民及び来島者へ安全な水を供給しなければならない重要なライフラインです。

安全で良質な水道水の安定供給を図り、多様なニーズに合わせた、より質の高い サービスが求められるようになってきています。

水道事業は、これらのニーズに応えるため、常に安心して水道が利用できる供給体制の構築は勿論のこと、漏水等による事故防止並びに老朽化した水道管の更新、未整備地区の管路マップの作成、水源及び浄水場施設等の改修を計画的に進めていかなければならない。(管路システム台帳作成整備については、現在作成済みの地区の加除修正を行いながら南部地区の整備を行う。今年度8ヶ年目で中間・栗生地区を実施し完了となる。今後は、年度毎に加除修正等の維持管理を実施していく計画である。)

水質管理についても国の指針に基づき日々徹底した管理を行い万全の注意を払って安心・安全な水道水の供給に努めていく。

補助事業の導入については、町の長期振興計画に基づいた、「簡易水道事業統合計画書(平成27年5月付変更申請済)」により、年次的に進めており、本年度は、南部地区簡易水道等施設整備事業及び口永良部地区簡易水道施設整備事業を実施する。 南部地区簡易水道施設整備事業については、昨年度が8年目を迎え計画最終年度であったが国からの通達により本年度まで補助事業として実施することが可能となった。 口永良部地区簡易水道施設整備事業については、特別簡易水道事業として本年度から2ヶ年の計画で補助事業として実施する。本年度の事業内容は、新水源施設築造、導水管施設、浄水施設等の新設工事を実施する。

その他の地区の統合整備についても年次計画に基づき逐次整備統合し平成32 年度からの公営企業法適化移行並びに平成32年度4月からの屋久島町上水道事業への移行を考慮しながら整備の遅れている施設並びに経年劣化している機械器具等の修繕及び取り替え等についても、早急な対応を図っていく。

なお、累積赤字の解消は図られたものの一般会計からの繰入金については、未だ、130,000千円程度あることから、水道事業の独立採算制の基本に立ち戻るために合併後11年目を迎えた昨年度水道料金改定を計画し水道事業評価委員会で検討を重ねた結果、平成31年度中の料金改定を提案していく予定である。また、今後は安定した水道事業の維持推進のために、5年毎に定期的な料金改定を計画していく。なお、改定率については今後水道事業評価委員会の中で決定していく予定である。

Ⅱ 平成31年度の主な事業については、次のとおりです。

① 南部地区(永久保~麦生地区)簡易水道施設整備工事(国庫補助事業)(起債対応)

総事業費 3 1,5 4 6 千円 (平成 23~31 年度統合整備・継続事業:9 年目)

② 口永良部地区簡易水道施設整備事業 (国庫補助事業)(起債対応)

総事業費 2 1 5,000千円 (平成 31~32年度水源増補・新規事業:1年目)

③ 管路システム台帳作成業務委託 (町単独事業)

事業費 2,000千円 (中間・栗生地区)

④ 管路システム台帳更新保守業務委託 (町単独事業)

事業費 500千円

⑤ 期限切量水器取替業務委託 (町単独事業)

委託費 7,504千円 (2,028個)(町内一円)

{町内、各地区の期限切量水器の取替工事 (計量法により、量水器の有効期限8年)}

⑥ 宮之浦~楠川地区配水管布設工事実施設計業務委託 (町単独事業)(起債対応)

委託費 2,500千円 (宮之浦~楠川地区)

⑦ 中間地区配水管布設工事実施設計業務委託 (町単独事業)(起債対応)

委託費 2,500千円 (中間地区)

⑧ 高平地区配水管布設工事実施設計業務委託 (町単独事業)(起債対応)

委託費 2,500千円 (高平地区)

⑨ 公営企業会計システム導入業務委託 (町単独事業)(起債対応)

委託費 7,000千円 (本庁舎内)

⑩ 水質検査業務委託 (町単独事業)

委託費 19,744千円 (町内各地区)

⑪ 屋久島町上水道事業創設認可申請書作成業務委託 (町単独事業)

委託費 10,000千円 (町内一円)

⑫ 水道事業ビジョン等作成業務委託 (町単独事業)

委託費 14,927千円 (町内一円)

③ 公営企業法的化に伴う水道給水条例作成業務委託 (町単独事業)(起債対応)

委託費 3,000千円 (本庁舎内)

⑭ 永田地区給水管切替工事 (町単独事業)(起債対応)

工事費 20,000千円 (永田地区)

⑤ 宮之浦~楠川地区バイパス配水管布設工事 (町単独事業)(起債対象)

工事費 32,000千円 (宮之浦~楠川地区)

⑥ 高平地区配水管布設工事 (町単独事業)(起債対象)

工事費 35,000千円 (高平地区)

① 中間地区配水管布設工事 (町単独事業)(起債対象)

工事費 35,000千円 (中間地区)

【 国民健康保険事業 】

屋久島町国民健康保険事業の安定的な運営と国保財政の健全化を図るため、平成 31年度の屋久島町国民健康保険事業を以下のとおり実施する。

1. 国民健康保険制度の改正

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する 法律(平成27年5月27日)の成立し、平成30年4月から新しい国民健康保険制 度が施行された。

この制度改正の主なものは、国の財政支援を大幅に拡充するとともに、平成30年4月から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図るとされている。

なお、市町村は引き続き住民に身近な業務として、資格管理、保険給付、保険 税率の決定、賦課・徴収、保健事業などの地域における細かな事業を行う。

2. 本町の概要

平成 31 年 1 月末現在、屋久島町国民健康保険の加入世帯は 2,603 世帯 (対前年 比 \triangle 52 世帯)、被保険者数は 4,195 人 (一般 4,182 人、退職 13 人) (対前年比 \triangle 158 人 (一般 \triangle 130 人、退職 \triangle 28 人)) となっている。

平成 31 年度予算における歳入の構成比率(小数点以下第三位四捨五入)は、保険税 15.63%、使用料及び手数料 0.02%、県支出金 74.62%、繰入金 9.68%、諸収入 0.05%である。

医療費の支出に関しては、平成29年度の一人あたりの医療費は、一般分が352千円、退職分が734千円(対前年度比一般12千円増、退職113千円減)となっており、一般分は、被保険者数の減少と、高度治療が可能な県外医療機関での診療費が増加していることによるものと推測される。退職分については、被保険者数の減少に伴い医療費も減少している。なお、疾病の早期発見・早期治療で医療費抑制を行うことや、特定健診の受診勧奨をはじめとする予防対策の徹底、重複受診の回避、保健指導の強化、広報誌による情報提供を図る必要がある。

本町は、長引く経済の低迷に伴い、営業所得、農業所得は依然として向上せず、 保険基盤は大変厳しい状況にあることから、財政健全化のため、適正賦課、徴収 体制の確立、健康の保持増進と保健事業の効率的な推進を図る。

3. 財政運営の仕組み

今回の国保制度改革では、市町村に加えて都道府県にも国民健康保険特別会計が設置され、都道府県は、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定をするとともに、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うこと(保険給付費等交付金の交付)により、国民健康保険財政の『入』と『出』を管理することになる。

また、都道府県が設定する標準的な保険税率算定方式や市町村別の収納率等、 市町村が保険税率を定める際に参考となる事項についての標準を設定するととも に、市町村ごとの標準保険税率が算定公表されるが、本町については、平成31 年度に県に納める国保事業納付金が、417,321 千円だったことから、検討の結果、 平成31 年度については国保税率の改正は行わないこととした。

しかし、平成31年度は制度改正の2年目であり、国・県の動向及び平成30年度の本町の保険給付費額が平成32年度の国保事業納付金に反映される仕組みになっていることや、激変緩和措置についても35年度までの措置となり、財源が徐々になくなることも考えられることから、平成32年度の国保事業納付金の推計については、長期的視点に立ち、安定的な財政運営が可能な税率改正等の検討を行う必要がある。また、国保制度改正の仕組みなど、今後も町民に対して周知活動を展開していく。

(1)	保険給付費等交付金	(歳入)	予算額	1,	403,	088千円
		(一般被保険者	 給付費分	1,	400,	888千円)
		(退職被保険者	台 給付費分		2,	200千円)

(2)保険給付費(歳出) <u>予算額 1,403,088千円</u> (一般被保険者給付費分 1,400,888千円) (退職被保険者給付費分 2,200千円)

(3) 国民健康保険事業納付金(歳出) 予算額	417,	3 2 1 千円
(一般被保険者医療費分	268,	910千円)
(退職被保険者医療費分		528千円)
(一般被保険者支援金分	103,	989千円)
(退職被保険者支援金分		208千円)
(一般被保険者介 護 分	43,	686千円)

4. 保険税収納率向上対策の推進 <u>予算額:1,896千円</u> 国保財政の維持と被保険者の保険税負担の公平を図るため、国保税滞納者に対 する収納対策を強化する。

- (1) 滞納世帯に対する納税相談や指導により計画的な納税を履行させ、収納率の向上を図る。
- (2) 滞納世帯に関する調査分析を行い、滞納整理の効果的な推進を図る。

(3) 高額滞納者や滞納状況の改善が見られないなどの滞納者に対しては、さらなる徴収強化を図るとともに資格者証の交付など効果的な滞納整理に努める。

【目標值】現年度分:国民健康保険税

年 度	目標収納率	収納率 (実績)	前年度比
平成 29 年度	93.0%	91.17%	△1.71%
平成 30 年度	93.0%	_	_
平成 31 年度	93.0%	_	_

【目標值】過年度分:国民健康保険税

年 度	目標収納率	収納率 (実績)	前年度比
平成 29 年度	16.0%	19.02%	4.51%
平成 30 年度	16.0%	_	_
平成 31 年度	16.0%		_

5. 医療費適正化対策の推進

予算額:7,390千円

糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査、保険証更新の際に配布しているパンフレットなどに加え、次の事業を実施し、一層の効果促進を図る。

- (1)職員等の資質向上
 - ①国保連合会が行う研修会などへの参加(国保・医療・保健師)
 - ②国保熊毛地区協議会が実施する研修会への参加
 - ③その他、各種研修会への参加
- (2) 医療費分析等の調査研究の実施
 - ①医療費関係データ等の調査分析
 - ②上記データに関する被保険者教育への活用
- (3) 被保険者指導等の徹底
 - ①医療費通知の実施:年6回
 - ②広報活動の実施
 - ・広報誌等による医療費の実態、健康づくり、新国保制度等周知活動
 - ・第三者行為届出の励行
 - ・ 資格管理の適正化
- (4) 保健指導等のデータ整備

各種健診、訪問指導等のデータを整備し活用する。

(5) ジェネリック医薬品の推進

医療費抑制を目的とするジェネリック医薬品のさらなる推進の方策として、 ジェネリック医療費差額通知を個別に年2回通知するなど周知徹底を図り推進 していく。 (6) レセプト点検の充実・強化

医療費の適正化を図るため、レセプトに記載されている事項について、その 請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかなど審査・点検を行う。

【目標值】

年 度	·	資格点検	内容点検	計
平成 31 年度	効果率	0.49%	0.09%	0.58%
(目標)	効果額	1,679円	301 円	1,980円

- (7) 医療費適正化地区推進委託業務の締結 (3地区)
 - ①特定健康審査の周知活動及び受診勧奨
 - ②健康づくりに係る各種イベントの開催運営

6. 保険適用の適正化

国保事業運営の健全化を図るため、被保険者の的確な把握と早期適用の方策を 講ずる。

- (1) 未適用者の実態把握
- (2) 不当利得の実態把握
- (3) 居所不明者被保険者等の調査実施
- (4) 退職被保険者に係る適用の適正化(国民年金事務との連携)

7. 保健事業の推進

(1) 保健事業の推進

予算額:2,199千円

被保険者の健康保持増進のために関係各グループ並びに関係団体との連携を 図り健康教育、健康相談、健康診査、食生活・栄養相談その他の事業を実施す る。

- ①健康保持増進に関する教育指導事業
- ②健康管理の促進に関する事業
 - ・健康管理のための国保連合会データ収集及び分析
 - 疾病分類統計等を活用した保健指導
 - ・生活習慣病予防や健康づくり事業の推進
 - ・健康及び栄養相談の実施
 - ・訪問指導の強化
- ③健康診査・疾病予防及び重症化予防に関する事業
 - ・人間ドック利用の助成

(2) 特定健診・保健指導の推進

予算額:10,693千円

糖尿病等の生活習慣病の早期発見と、健康保持増進に資することを目的に実施する。平成29年度に糖尿病重症化予防プログラムを策定し、特定健診の結果を基に医療機関等と連携して効果的な事業を実施するとともに、糖尿病性腎症の予防に取組み、健診の重要性を広報等で周知し受診率の向上及び特定保健指導を実施する。

なお、集団検診は5月(町内8カ所、14日間) に、11月(町内2カ所、2日間) に予定している。

【目標值】特定健診

年 度	目標受診率	受診率 (実績)	前年度比
平成 29 年度	47.1%	47.4%	0.9%
平成 30 年度	48.0%	_	_
平成 31 年度	49.0%	_	_

【目標值】保健指導

年 度	目標受診率	受診率 (実績)	前年度比
平成 29 年度	30.5%	28.5%	△2.6%
平成 30 年度	31.0%	_	_
平成 31 年度	32.0%	_	_

8. 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く町民に対して国保制度・国保財政・保険税納付、医療費の実態、健康づくりなどを周知するための広報活動を実施する。

9. 国民健康保険事業の運営に関する協議会

<u>予算額:272千円</u>

国民健康保険事業の運営に関し、重要な事項を諮問され、答申するとともに関係委員の意見を国保事業に反映するため必要に応じて開催する。委員の定数は公益代表、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表とし、12名で構成する。

なお、国保制度改正により委員の任期が2年から3年となった。

平成 31 年度屋久島町国民健康保険担当職員研修計画

, , , , ,		
	県・国保連合会及び地区協議会主催の研修会	
目 的	理解や事務処理システム操作方法の習熟に努め	
	また、必要に応じて、支所合同の学習会を関	判惟する。
研修会等	国保データベースシステム等担当者説明会	(4月 国保連合会)
	医療費適正化及び特定健康診査等説明会	(5月 県国民健康保険課)
	国保総合システム等に係るシステム操作説明研修会	(5月 国保連合会)
	国保実務担当者説明会	(6月 県国民健康保険課)
	国保事務初任者研修会	(6月 県国民健康保険課)
	国保主管課長会議	(6月 国保連合会)
	レセプト点検担当者研修会	(7月 県、国保連合会)
	国保新制度移行準備に係る検討部会	(年4回 県国民健康保険課)
	国保新制度準備連絡協議会	(年3回 県国民健康保険課)
	第2回医療費適正化に係る実務者研修会	(6月 国保連合会)
	国保保険者標準事務処理システム及び次期国保総	窓合システム説明会
		(6月 国保連合会)
	第三者行為求償事務担当者研修会	(8月 国保連合会)
	特定健康診査・特定保健指導推進研修	(8月 県国民健康保険課)
	第3回医療費適正化に係る実務者研修会	(7月 国保連合会)
	国民健康保険熊毛地区協議会	(8月 西之表市)
	スキルアップ研修	(8月 国保連合会)
	保険税収納率向上研修会	(8月 国保連合会)
	新医療費分析システム等の担当者説明会	(9月 国保連合会)
	第4回医療費適正化に係る実務者研修会	(10月 国保連合会)
	電算共同処理業務研修会	(10月 国保連合会)
	国保運営協議会長及び主管課長合同研修会	(11月 国保連合会)
	医療費適正化に向けたデータヘルス推進のための)熊毛地区ブロック研会
		(11月 国保連合会)
	熊毛地区協議会研修	(11月 地区協議会)
	熊毛地区レセプト点検勉強会	(11月 中種子町)
	診療報酬明細書点検調査に係る管理職研修会	(12月 県・国保連合会)
	熊毛地区特定健康診査・特定保健指導推進研修	(1月 西之表市)
	第5回医療費適正化に係る実務者研修会	(1月 国保連合会)
	第6回医療費適正化に係る実務者研修会	(2月 国保連合会)
	適正受診・適正服薬に関する研修会	(2月 県・国保連合会)
	国保・福祉・介護担当者研修会	(3月 国保連合会)
	※随時必要に応じて、支所合同の研修会を開催す	たる。

【 介護保険事業 】

○介護保険事業(介護保険事業特別会計)

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になってもできる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みです。本年度も、居宅事業、地域密着型事業及び施設事業、また福祉用具・住宅改修事業等、本町の高齢社会に向け必要となる介護・予防のサポート体制を整えてまいります。

介護保険制度創設から 19 年を経た現在、本町の被保険者数と要介護認定者数の推移をみると、平成 12 年時点の被保険者数 3,526 人、要介護認定者数 390 人、認定率 11.1%に対して、平成 31 年 2 月時点では被保険者数 4,326 人 (800 人増)、要介護認定者数 766 人 (376 人増)、認定率 17.7% (6.6%増)であり、高齢化の進展に伴い高い伸びを示しています。

本年度は、第7期介護保険計画(平成30年度~32年度)の2年度に当たり、本町の計画の基本目標である、①介護予防・健康づくりの推進、②高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制つくり、③地域包括ケアの体制づくりの推進と深化、④持続可能な介護保険事業の推進を掲げて、基本理念の「地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり」の実現のため施策の展開を図ります。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進と地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を行います。事業計画に基づき介護予防のための活動を支援し、生活支援サービスの創出、充実、強化を行っていきます。また生活支援コーディネーターの活動を活用し集落、団体等と連携を図りながら、サロン活動助成事業や元気度アップ推進事業により、引き続き住民主体の多様な通いの場を創っていきます。併せて元気高齢者を含めた地域ボランティアの養成を行い、取組みを育成・支援しながら新たな社会参加を促すことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進に努め、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みを推進してまいります。

2 包括的支援事業の充実と高齢者を支える環境づくり

包括的支援事業では、南北 2 か所の地域包括支援センターを核として推進していきます。集落環境の実情に合う支援体制を創り出すため身近な集落高齢者支援会議により地域高齢者を支える環境づくりに努めます。また町全体の課題を把握し問題解決サポートするため地域ケア会議として取り組みます。中でも高齢者を支える環境づくりのため専門家、各方面関係者を集めた多職種会議や地域ケア個別会議により積極的な対応を展開していきます。また、在宅医療・介護連携体制の強化を進め入院医療から在宅医療介護サービスまで切れ目のない体制づくりを目指します。加えて在宅での看取りの普及啓発を行うとともに、認知症初期集中支援チームの増員と認知症地域支援推進員の活動により認知症施策の推進を行います。さらに生活支援体制性整備の観点から、生活支援コーディネーターや協議体とともに高齢者の生活環境を支える取り組みを進めていきます。

《歳入》

1 介護保険料(第1号被保険者保険料)

第1号被保険者(65歳以上)で老齢基礎年金等年額180千円以上(月額15千円以上)の受給者は、特別徴収として各年金保険者が引き去り、年額180千円未満の方や資格取得後約6ヶ月未満者等は普通徴収により納付をしていただきます。

第1号被保	現年度分	特別徴収	246,948 千円	普通徴収	23,754 千円
険者保険料	滞納繰越分	_	_	普通徴収	12 千円

2 国庫支出金

(1) 国庫負担金

介護保険給付費のうち、国の負担は施設サービス分が 15%、その他分が 20% となっています。

ア 介護給付費負担金

国庫			施設 15%
負担金	介護給付費負担金	232, 113 千円	その他 20%

(2) 国庫補助金

調整交付金は、高齢化率、低所得者数等を勘案し交付されます。

地域支援事業のうち総合事業分の補助率は 25%、包括的支援事業・任意事業 分が 38.5%となっています。

	調整交付	介護給付費分	112,381 千円	8.8%
国庫	金	地域支援事業費分	2,139 千円	5%
補助金	地域支援	総合事業分	8,558 千円	20%
	事業	総合事業以外の地域支援事業分	8,983 千円	38.5%

3 支払基金交付金

介護給付費交付金は、第2号被保険者(40歳~65歳未満)の保険料から介護給付費の法定分27%が交付されます。

地域支援事業支援交付金は、総合事業の事業経費の法定分 27%が交付されます。

支払基金交付金	介護給付費交付金	344,806 千円	27%
文加圣亚文 [] 亚	地域支援事業支援交付金	11,552 千円	21/0

4 県支出金

(1) 県負担金

介護保険給付費のうち、県の負担は施設サービス分が 17.5%、その他分が 12.5%となっています。

ア 介護給付費負担金

	·		
県負担金	介護給付費負担金	182,892 千円	施設分 17.5% その他 12.5%

(2) 県補助金

ア 地域支援事業交付金

地域支援事業の総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25%となっています。

県補助金・地域	総合事業分	5,349 千円	12.5%
支援事業交付金	総合事業以外の地域支援事業分	4,492 千円	19. 25%

5 一般会計繰入金

町負担分は介護保険給付費が 12.5%、地域支援事業は総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.5%となっています。

介護給付費繰入金		159,632 千円	12.5%
地域支援事業繰入金	総合事業分	5,348 千円	12.5%
地域又扳手未磔八並	総合事業以外の地域支援事業分	4,491 千円	19. 25%
低所得者保険料軽減繰入金 (現年度分)		20,440 千円	25%

《歳 出》

1 総務費

本年度は、第7期介護保険事業計画(3 か年計画)実施の2年目に当たります。計画に則り、持続可能な介護保険事業の推進のため、介護保険運営協議会をはじめ意見の集約に努めます。介護認定審査会については月2回開催し、高齢者の介護状況の適正な把握に努めます。また包括的支援事業については、高齢者が安心・安全な生活環境を確保していくため、南北地域包括支援センターを中心として運営を行っていきます。財政的には介護保険料の賦課・徴収により財源確保に努め、安定した事業運営を目指します。

2 介護給付費及び予防給付費

要介護(要支援)者と認定された方が利用したサービスに対する給付費です。 要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があり、在宅において 提供される居宅(介護予防)サービス、住み慣れた地域で生活ができるよう地域 に密着したサービスが提供される地域密着型(介護予防)サービス、介護保険施 設入所者に提供される施設サービス等に分けられます。例年保険給付費は増加傾 向にあり、介護保険料に直接影響があることから、適正なサービス利用について の啓発活動に努めます。

(1) 介護サービス等諸費

ア 居宅介護サービス給付費

424,623 千円

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護等のサービスを提供するものです。

イ 地域密着型介護サービス給付費

251,302 千円

本町には、小規模多機能型居宅介護事業所・特定施設として「ひまわりのお家」、認知症対応型共同生活介護事業所として「グループホーム鶴と亀」、「グループホームやくしま」、「グループホームこもれびの社」、定員18人以下の小規模通所介護事業所として「ミニ・デイサービスほほ笑み」、「ミニ・デイ野の花」、「みんなのおうち」があります。

ウ 施設介護サービス給付費

401,728 千円

要介護者にのみ提供される施設サービスに係わるもので、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が該当施設です。本町には、特別養護老人ホームとして「縄文の郷」、「竜天園」の2箇所があります。

工 居宅介護福祉用具購入費

1,737 千円

居住空間の行動をより簡便にするため補助具を交付し、在宅生活における自立を促します。

才 居宅介護住宅改修費

4.211 千円

住宅を改修することにより、在宅生活の自立を促します。

カ 居宅介護サービス計画給付費 57,646 千円 居宅介護サービスを利用するにあたり、ケアマネジャーがサービス利用計画を作成するためのものです。

(2) 介護予防サービス等諸費

要支援者に対する予防給付であり、詳細は前述した各給付費と同様です。

ア 介護予防サービス給付費

21,775 千円

イ 地域密着型介護予防サービス給付費

2,000 千円

ウ 介護予防福祉用具購入費

1,004 千円

工 介護予防住宅改修費

4,190 千円

オ 介護予防サービス計画給付費

3,950 千円

(3) 高額介護サービス等費

介護サービス利用について、所得額に応じた段階ごとの負担限度額を設け、 その限度額を超えた分の償還払いをするものです。

ア 高額介護サービス費

23.949 千円

イ 高額介護予防サービス費

100 千円

(4) 特定入所者介護サービス等費

低所得者で施設入所(短期入所を含む)の際、自己負担となる食費・居住費について、負担軽減をするためのものです。

ア 特定入所者介護サービス費

72,357 千円

イ 特定入所者介護予防サービス費

212 千円

(5) 高額医療合算介護サービス等費

介護保険、医療保険、後期高齢者医療の利用者負担額を合算して、一定の基準額を超えた分の償還払いをするものです。

ア 高額医療合算介護サービス費

5,000 千円

イ 高額医療合算介護予防サービス費

100 千円

3 地域支援事業

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業費

(ア)介護予防・生活支援サービス事業費 32,670 千円 総合事業サービスのうち、通所介護と訪問介護のサービス費です。

(イ) 介護予防ケアマネジメント事業費

4,850 千円

総合事業利用者に対するケアマネジメントに要する経費です。

イ 一般介護予防事業費

5,911 千円

介護予防に関する知識や技術の普及を行い、住民主体の通いの場を作るためのものです。

(2)包括的支援事業

ア 包括的支援事業費

15,503 千円

地域包括支援センターの運営など、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業・権利擁護事業を実施します。

イ 在宅医療・介護連携推進事業費

215 千円

在宅医療と介護サービスが一体的に提供されるしくみをつくるため、関係 機関により検討会を実施します。

ウ 認知症総合支援事業費

4.239 千円

認知症初期集中支援チームや地域支援推進員の養成及び関係機関との連携 を強化し、認知症ケアの向上を図ります。

工 生活支援体制基盤整備事業費

3.199 千円

総合事業の充実に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、身近な生活支援サービスが充実するよう活動を行う。また住民、関係機関代表等による協議体の中で協議をすすめ充実を図る。屋久島地域ボランティアと生活支援サポーターの養成を行い屋久島アイランドネットによる生活支援をすすめます。

(3) 任意事業

ア 地域包括支援センター運営事業費

1,133 千円

認知症サポーターの養成や介護相談員の配置及び成年後見申立に支援を要する際に必要な経費です。

イ 家族介護支援事業費

673 千円

介護者の負担軽減と介護技術の普及のために、家族介護者交流会を実施し、在宅で重度者を介護する者に対し、負担軽減のため介護用品を支給します。

【 診療所事業 】

○地域医療事業(診療所事業特別会計)

町立診療所の運営について

地域住民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、 3箇所の町立診療所を運営し、さらに特定診療科目(眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・歯科)の巡回診療も実施していきます。

本町の地域医療において、離島という地理的なハンデがある中でいかに安心して医療が受けられるかが住民の大きな関心事です。そのため、保健、医療における運営体制において円滑かつ効果的に実施するとともに、医療機関相互の連携を強化する必要があります。また、各診療所の医療機器設備については、順次更新すべく、計画に基づき充実を図ります。

このことを踏まえて、次のとおり本町の診療所事業を展開してまいります。

1 栗生診療所

栗生診療所は、常勤医師を中心に住民の健康の維持増進を図り、適正な地域医療の確立を目指して診療を行います。特定診療科目については、住民の疾病の早期発見・治療や負担軽減のため、鹿大耳鼻咽喉科医師の出張診療を年 24 回実施します。また皮膚科診療についても種子島医療センター常勤医師の協力を得て月 2 回の診療を実施します。なお特定診療科の診療日に合わせ、口永良部島への出張診療を実施していきます。そのほか常駐医師の各種学会等への参加により医療技術の向上を図ってまいります。また医療環境の整備のため、老朽化する個所の修繕整備等を図ってまいります。

2 永田へき地出張診療所

常勤の自治医科大学出身医師を中心に、地域に密着した地域医療を目指して診療を行います。島内で眼科及び皮膚科の常勤医師が不在の中、疾病の早期発見・治療並びに住民負担軽減のため、鹿大医学部皮膚科医局長・眼科医局長に医師派遣の協力を求め、皮膚科 24 回、眼科 12 回の出張診療を実施していきます。診療所は総合的診療が期待され幅広い技術が不可欠であることから、医師の資質や医療技術向上等を目的に、地域医療従事医師養成事業を実施します。

3 口永良部島へき地出張診療所

口永良部島へき地出張診療所については、常駐医師の不在を補うために、栗生診療 所医師と連携強化を図りながら、月4回程度の出張診療を実施します。

また、県及び鹿児島赤十字病院と連携し、県医師会・鹿児島大学病院の協力により、 眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の無料診療を「特定診療科巡回診療」により実施します。 さらに県医療福祉課及び県歯科医師会による無歯科医地区に対する「こじか号」歯科 診療を年2回実施します。

【農業集落排水事業】

農業集落排水事業は、平成 13 年度より供用が始まり、原集落の良好な衛生環境を維持するため、 平成 26 年度から平成 28 年度にかけて農業集落排水機能強化対策工事を実施してきたところであ る。今年度は、集落排水施設の適切な維持管理に努めるとともに、地方公営企業法の適用による 公営企業会計として取り組みを行う。

以下、費目ごとの主な予算額については、次のとおり。

①農業集落排水施設管理費(12,830千円)

処理場機器修繕500 千円浄化槽・ポンプ室管理委託3,730 千円公営企業電算システムソフト導入委託4,500 千円農業集落排水機能強化工事(公共枡 1 カ所)300 千円

②元金 (21,849 千円)

③利子 (5,134 千円)

【 船舶事業 】

平成31年度は、安全方針に基づき安全管理規程及び関係法令の遵守をしながら安全最優先の原則を第一に事業の推進を図る。

1. 安全運航について

安全重点施策に基づき「海難事故ゼロ」、「油漏れ事故ゼロ」「人身事故ゼロ」の「スリーゼロ運動」を掲げ、経営トップから船員までが一丸となり安全管理体制の構築に努めながら、本航路の最大の目的である「乗客と物資を安全・確実に届ける」を確実に達成するために適切な運航を行う。

そのために安全統括管理者及び運航管理者の指導のもと、出航前の整備点検を確実に行うとともに、毎月の訓練等を重ねながら事故防止に取り組み、また航行中には船内の立入禁止区域の周知徹底、車両・貨物の横転や荷崩れ防止を図り船内巡視の強化に努める。

船体の老朽化が進んでいることから徹底した修繕を行い、安全確保・事故防止に努めるとともに、船員による日々の通常点検に加えて集中点検日を設けて細心のメンテナンスを行う。

また、九州運輸局や旅客船協会等が開催する研修会等に積極的に参加し、運航技術や船舶に係わる知識の習得及び接遇のマナーの向上に励み人材の育成に努める。

2. 健全な運営のために

本会計は、国・県の補助金の依存する割合が極めて高い状況が続いており、事業収入の増加のために関係機関との連携を図りながら旅客運賃収入等の確保に努め、平成29年度から実施している特定有人国境離島法による旅客運賃低廉化事業を本年度も引続き事業の継続を図り町民の利用促進に努める。

また、フェリー太陽の代替船舶の就航予定が平成33年3月であることから船舶修繕費については最小限での補修に留めて経費削減に努めながら、他の経費についても必要最小限として経費の圧縮に努め、今後とも安全で快適な運航、効率的な事業運営に努める。

3. フェリー太陽代替船泊建造等について

平成31年3月に代替船舶の建造を行う造船所との仮契約を済ませ、本年6月を 目処に定例議会において船舶建造請負契約締結の議案の上程を行います。その後、 約1年をかけて基本設計を造船所と協議しながら作成し、平成32年度中に起工 式・進水式を行い、平成33年3月中の就航を目指す。

【電気事業】

快適な生活を求める指向の高まり、情報化、高齢化などを背景に、電気の利便性、必要性は拡大しており、ますます電気設備の充実が重要な役割を果たすことから、電気課は需用家へ対し「安全で安心した電気を安定供給する」ことが使命であり、管理する設備が原因で停電を発生させないことが、最重要課題であると考えている。

そこで、設備の故障による停電を未然に防ぐため、経年劣化が見受けられる既存設備の改修、巡回目視によるパトロールの強化、機器の点検強化を徹底し、地域産業・経済の発展を支えるエネルギーとして、需用家から信頼されるようサービスの向上を図る。また、発電者である屋久島電工株式会社、並びに島内の配電事業者と連携を密にしながら、生活に欠かせないライフラインの安定供給に努める。

そこで、本年度は収益的収入支出679,042千円、資本的収入支出68,400千円の総額747,442千円を予算計上し、新規需要家への早急な対応は勿論、既存の配電設備を計画的に整備・改良するため、次のとおり事業を実施する。

事業計画内容

1. 建設改良費

(1) 配電設備

設備の経年劣化が起因となる電気事故及び停電等を未然に防止するため、次に記載する配電線路の電柱の建替え、腕金・碍子等の部材及び機器等の取替え、高圧線及び低圧線並びに引込線等の張替工事を実施する。また、低圧電力により受電している需用家で、計量法に規定する期限が満了となる積算電力量計を取替える。

- ア 田尻線改良工事
- イ 泊川線改良工事
- ウ 城ヶ平農道線改良工事
- エ 楠川港線及び町営住宅線改良工事
- 才 長峰浄水場線改良工事
- カ 検満切れ積算電力量計取替工事(配電区域全域)

2. 工事請負費

(1) 受電点1号柱改修工事

屋久島電工株式会社との責任分界点である、宮之浦線1号柱の電柱及び部材並び に気中開閉器が経年劣化により腐食しているため改修工事を実施する。

(2) 電柱置場進入路等整備工事

電柱の搬入に使用するトレーラー及びラフタークレーンの進入路及び荷捌き箇所の路盤を整備する。

3. 架空電線修繕費

(1) 各地区改修工事

配電区域内において、突発的な故障等発生した際の早急な修繕及び経年劣化等による配電線路等の部分的な改修を行い設備の充実を図る。また、新規需用家への電線引込み、撤去及び電柱移設等、早急な対応を必要とする工事を実施する。

以上、計画的な配電設備改修の他、高所作業車による配電線路及び機器の定期的な点検や支障木の伐採等を行うことで、設備の維持管理に努める。また、電気使用料金の収納確保のため、収納員と連携を図り収納率向上に努める。

【 後期高齢者医療事業 】

1 概 要

後期高齢者医療保険制度は、平成20年4月から75歳以上(一定以上の障害がある場合は65歳以上)の高齢者を対象に、世代間の負担割合を明確にし、将来にわたり持続可能で公平かつわかりやすい制度として始まった。

鹿児島県においても県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合 (以下、広域連合という)が設立され、財政運営は広域連合が行い、窓口業務は 各市町村が担うこととなっている。

施行から10年を迎え、安定的な運営が図られるようになってきたが、高齢化が進む中、安全・安心な生活を営むことができるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定・強化が求められており、今後とも持続可能な制度となるよう国において制度改革に向けた検討が進められている。

こうした中、平成29年度からは制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、発足時における激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減措置の段階的な見直しや高額療養費の算定基準の見直しが行われた。平成31年度においても保険料軽減措置の見直しが行なわれる。

また、本県においては、医療費は年々増加傾向にあるが、診療報酬率がマイナス改定となったことや賦課限度額が上がることなどから、平成 30 年度の保険料率改定では、均等割額は 50,500 円(前回比 \triangle 1,000 円)、所得割率は 9.57%(前回比 \triangle 0.40%)となった。保険料を算定するための保険料率は県内均一とされており、保険料率は広域連合の条例で規定し、医療費の動向などを踏まえながら 2 年ごとに見直すこととされている。

平成31年1月1日現在、町内の被保険者数は、2,177名(前年2,200名)前年より23名減。平成31年度においても広域連合と連携を図りながら、被保険者が引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう適正な運営に努める。

2 市町村が担う事務

後期高齢者医療制度における窓口業務は、住民情報を保有し地域住民に接している市町村が担うこととなり、被保険者が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携しながら、迅速な対応に努める。

- (1) 被保険者証の交付等に係る事務
 - ① 被保険者証等の交付・再交付・返還
 - ② 各種届出・申請の受付
- (2) 医療給付を行うための手続きに係る事務
 - ① 認定証等の交付・再交付・返還
 - ② 各種申請の受付

- (3) 保険料の徴収に係る事務
 - ① 保険料の徴収
 - ② 保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付
- (4) その他
 - ① 制度に関する広報
 - ② 制度に関する相談対応

3 健全な制度運営の推進

財政運営は、広域連合が県内各市町村からの負担金及び保険料納付金により行うため、速やかに支出を行うことにより健全な制度運営に資する。

- (1) 予算額
 - ① 歳出(一般会計:後期高齢者医療事業費)

ア 後期高齢者医療広域連合負担金202,345 千円(7) 共通経費市町村負担金5,915 千円(4) 市町村療養給付費負担金196,430 千円

② 歳出(特別会計:後期高齢者医療広域連合納付金経費)

ア 後期高齢者医療広域連合納付金
 (7) 被保険者保険料(現年度・滞納繰越・延滞金)
 (4) 保険基盤安定負担金(県3/4・町1/4負担)
 58,669 千円

4 保険料の徴収事務

年金天引きによる特別徴収や普通徴収による的確な保険料確保及び口座振替の 推奨や、早期徴収に努めるとともに、目標収納率を定め徴収事務を行うことによ り財政の安定化に資する。

- (1) 平成30・31年度の保険料率(平成30年度改定)
 - ① 均等割額 50,500 円 (△1,000 円)
 - ② 所得割額 9.57% (△0.40%)
- (2) 目標保険料収納率

広域連合において、平成30·31年度の保険料率算定時に用いられた予定保険料収納率を目標保険料収納率に定め、収納事務に努める。

現年度
 現年度+滞納繰越
 99.20%
 98.50%

- (3) 予算額
 - ① 歳入(特別会計:後期高齢者医療保険料)

ア 後期高齢者医療保険料91,003 千円(7) 特別徴収保険料(現年度分)63,003 千円(4) 普通徴収保険料(現年度分)27,000 千円(ウ) 普通徴収保険料(滞納繰越分)1,000 千円

② 歳出(特別会計:徴収経費)

ア 徴収費経費 576 千円

5 保健事業の推進

(1) 長寿健診の実施・結果の活用

国民健康保険事業の特定健診に合わせて、被保険者を対象とした長寿健診を 実施することにより、疾病の早期発見による重症化予防に繋げ、被保険者の健 康維持に努める。

- ① 長寿健診の実施(5月・11月の年2回)
- ② 健診関係データ等の調査分析
- ③ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用
- ④ 予算額

ア 歳入(特別会計:雑入)

(7) 長寿健診補助金

1,309 千円

イ 歳出(特別会計:保険事業費)

(7) 健康診査経費(受診見込者数320人)

2,221 千円

(2) 健康保持増進に関する教育指導事業

広域連合と連携の下に、重複・頻回受診者に対し訪問のうえ、対象者の個別性に合わせた健康相談及び保健指導を実施する。

- ① 重複・頻回受診者訪問指導の実施
- ② 予算額

ア 歳入(特別会計:受託事業収入)

(7) 重複・頻回受診者等訪問指導事業収入

29 千円

イ 歳出(特別会計:保険事業費)

(7) 保健教育指導費

37 千円

- ③ 健康診査・疾病予防及び重症化予防に関する事業
 - ① 人間ドック利用の助成
 - ② 予算額

ア 歳入(特別会計:雑入)

(7) 雑入(特別調整交付金:人間ドック等の費用助成)

140 千円

イ 歳出 (特別会計:健康保持増進事業費)

⑺ 疾病予防費(人間ドック利用補助金 20,000 円/人)

200 千円

6 医療費適正化対策の推進

高齢化等により高齢者の医療費が増大するなか、持続可能な制度運営を図るため、次の事業を実施し、一層の事業効果を図る。

(1) 職員などの資質向上

- ① 広域連合が行う研修などへの参加
- ② その他、各種研修会への参加
- (2) 医療費分析等の調査・活用
 - ① 医療費関係データ等の調査分析
 - ② 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用
- (3) 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く住民に対して後期高齢者医療制度の概要や医療費の実態などの広報活動を実施する。

- ① 町広報誌を活用した情報提供
- ② パンフレット等の配布